藩翰譜 一

越前家 尾張家 紀伊家
水戸家 保科 甲府家
舘林家
形原松平 深溝松平 能見松平
荻生松平 櫻井松平 藤井松平
長澤松平
水野 久松松平 増山

内閣文庫 和書 類 七六〇七 號 一五 冊 一五五 六 架

太政官文庫 和書門 七六〇七 類 一七 號 一八 函 一一 架 五 冊

内閣文庫
番號 和 7607
冊數 15(1)
函號 155 38

藩翰譜序

藩翰之有譜何大一統也昔
神祖之興也能用天下智勇以撥亂反正而宗室貴戚佐命禦侮之臣並皆有以列爵胙土而傳之子孫俱浴泰平之化長享安榮之樂其德澤之遠爲何如哉今夫海内一統郡國輻湊群后百辟各以土地

教部省文庫印
大崎文庫

内嚮扞衛於本朝則其境内山
川險夷城池要害都邑延袤戸口
耗益田租豐歉方物名數莫不備
有圖籍簿牒藏諸内府凡諸國風
壤民物皆可坐而按此今之所
以為一統之盛也獨其先祖功績
於國有高卑之品子孫奉職
於朝有殿最之等而往来沿革

於今五朝之間則未聞有考覈其
事而能一之者使夫
神祖駕御綏撫之迹不明於廟廷之
上豈不足以為闕典乎初
昭廟在藩邸時今朝散大夫筑州刺
史源君美以宿儒備顧問啓沃甚
多廼欲備録諸侯建國本末以補
國史之闕焉因廣討旁搜網羅

四方遺闕如是者積歳月已久會
宵旰餘暇有旨及此　君臣之
議克合元禄十四年正月己亥始
命君美以編集事七月丙申遂起
草於家至十月脱稿凡列國諸侯
自歳禄萬石以上悉収之列為三
百三十七家蓋關原觀兵之後始
論功分封以與天下更始雖勝國

之封亦剖　新朝之符故例以慶
長受封之君為始封毎家各陳譜
系於上以詳世次而繫行事於其
下其記事起慶長五年至延宝八
年以終
嚴廟之朝迺止凡八十年間往来沿
革備載之但其故家巨室欲原其
襲所由亦有上遡數百年前者至

如度長以後事或有稍渉疑似若
謬妄者参之攷異之説従以評隲
之言引據断決最為明確若始封
之後或無嗣世絶或有故國除者
舉皆附録其在
憲廟継統以後者不與焉其為書正
編十巻附録二巻凡例目録共一
巻通計十三巻分為二十冊越明

年二月庚辰繕写以進先是命
下賜名曰藩翰譜云竊謂自三代
時廣封親賢於天下固将藩翰王
室以禦外寇也逮至後世威脅刀
服上下離間交相疑沮往々猜忌
宗室枝害諸侯以致禍亂而莫之
寤焉獨我
神祖以仁得天下以誠待群下其封

建宗室諸侯亦將分憂共治以為
國家藩翰而惟
昭廟為能體
神祖之意故其於列國之譜輙以藩
翰命之上繼
祖宗之志下垂後世之訓其為社稷
慮也亦深遠矣及其嗣大位臨天
下有意備舉百廢方且開石渠之
閣發蘭臺之書命儒臣吏僚列
朝実錄并藩翰之譜而論次之以
備一代大典令君美為之總裁其
事既有措置未行卒遇晏駕迺
寝可勝歎哉然直清又竊聞之
昭廟在時深愛此譜常置座側凡
國家廢舉黜陟必考於此然後
審諸家親疏〔束〕遠近知群臣門地資

裕因以出推恩之令行存舊之政
不幸雖在位日淺其一二見於世
者蓋不可誣焉則此譜之裨於當
時不少而君美之功於是乎為不
虛矣今也君美居家多門迺簡較
平生所撰之書首及此譜謂
昭廟常論
祖宗之世不忘 君臣艱難因思保
全旧勲之家皆盛德事也以此眷
眷於列國之故則此譜也實
前朝之遺美 国家之餘烈在凡人
臣将順之義宜其奉而傳之以示
久遠況身任其事親承 盛意者
乎安得輙以一家之書視之於是
更就舊草校正頗復增損有所斟
酌因屬直清作文以序之顧直清

在交游中知君美最深亦不得徒
為恭而辭之遂因君美之意而推
論之以為贈焉嗚呼此豈他人所
得而知哉特可為君美道之爾
時
享保改元歳次丙申秋九月十七日
英賀室直清謹序

凡例

一凡世譜上ハ慶長五年よりはじまりて下ハ延宝八年
よりおもとに凡八十年の間諸侯万石より上列なる家悉く
傳ふる也

慶長五年より寛永初め半ハ関ヶ原の戦ありてのち天下ことごとく
て切なるハ其始の業なりき半ば罪ありもなしと思ひて収りて其
他とある所よりおほくは六十余り列の中当時封建の国郡に有るハ
すべて此年とそ諸に始て封と定し年とすると記す年
前代の時に有るハ旧出の例也又万石以上の諸侯事ハ史漢
世家の例にならひて之万石より以下の事に枝多くして
くはしくこれを記すことなく其人ハ下されハ也

一凡始封のうち或ハよく続きなくして不絶或ハ廃ありて国除る
是等の類ハ別に附録となして編の後

其中にも或ハ同じ流れなれども絶ても立しもの是ハ廃するとハ
さるにつけて由来の中にのせ是等の事あるハ別にさす

何かにぬと見えいはゞそれ姓氏とは例におほく阿部臣の別の儀として
○又ありといはゞうきかゝしはかりいは居住にて氏族ともはや別の儀として
見ゆるの人ゝして本系とつゞけられしにかきれいに氏族ありと
いはゆらしたれを孫々にそてすゝといは源氏に至るまで此儀は古今より
よつしとりて伝つゝられしは居なり○又姓氏のちなみをひぬれもちゝ
うくひふ記りて孫々なりより上つくゝなるといへりあのまゝに本系のうちよ
のなり

一凡此儀は譲りて庶流かうして　当代の御子孫よりなしめて御同
姓氏なるを去りし主族は御家系の家ゝ主族は讓予の当家の人と号して
諸家のつゞにありむひぬはなりしこて國々よりして天下に至る
これらのびやうまいはなり

その姓の大小その位格等年を論ずるに年はいさしかるべきところ
多紀にしもいはんや人ゝ本家しとかるべし

一凡伝ふるの始に本國法をしくの一年ハ其家の代ゝ例にて本系
とも又万りの家とも号す其家ゝに世襲ともかうぬ人ゝありて人々に従ふ

自らへことをおりしへいひされどこれも姓氏の人より上氏つくこの或は
適流ゆゑにいは庶流とも久しく庶子氏唯一に其家の嫡流とのこ
ゝる氏姓氏の人より後とは其年ゞ系年ゞ繁けれは凡て皆没落
されはこそ

本國は新撰姓氏録並記近年新編纂國源年系國庶系本國
寛永本國にと記てなはる諸家は本國とすあめ伝て其史に諸家の
伝紀にゆるも考て其氏されと其より行事にかれはやすれは
ふとるさしとて系を伝へ凡し而此書文字にならん伝家此はやありき
うりかんいさんやかしもとめて伝なり名ところ本朝ふに及まて中古も
今のわへ凡りふの年代其氏されもあさ出にはそて出す而行にく其事て
年数にあり家の出之ほく我凡其の伝をにさら年をともかすいぬし
其ゆかん人のゆふあたしさん年と孫多ひ其に而之○其とく其の家代
本譲りとくし其分出ても遠き代の年さしいかすさかといのそさき
て世ゝも其れる人より書きもしめしもゆり又本伝にのこと年とは系
國にハ略し本國に凡くし年とは本伝にハ世々もしゆもゆり何
あらふにおもし年も在り

一凡この儀をはとめくゝ事其けりにはして其家の姓系凡やそう

らん事どもとおぼゆるなり事なきのくはしき事多きは略しぬ

稀々系譜等に記せるは世に今も書多けれは諸家の戦功多くは略しぬ
○家勢の外縁付の出家等の事とてことごとくはあらざれど是は事多
くして見ればあまりのこしければ諸家の事を悉く記さんとすれば○諸家
先祖の事諸の所業事よりよろしき事をのせたるは略しぬ諸家の事にかかはら
る事なるはかのしきものにて系譜等やうに記して諸紀とのせて乙もなく
なれば之○凡て事はしとて諸家とつけたる事よりかのくの事にまさき
人とせられたる事ありすかれば書くとてつまの儀もたくくて考へて
其時の儀は唯其家の儀と也とも書も人々しとて系譜し事也

一 凡て諸家の書つとめて事実を諸人事ともにしるされたる世に実録
多く此に似たりて而ともに記傳と川に十余部ほどあり
ことども見えて記ども諸家事のみにて家系考る所の書
凡て古記数十部一つ子細を見る也色々或は当時の消息なとかはいは
諸家の書紀又は古記人の物語等しき事も又はその家の人々
から疎国し事もなしさては又は又人と帰化に十一而れとも而後事と

系図にて甚事は識しきのことと也一事も徹なくして證とし
さらぬの説ども、ら記録と證し而もつとも其文證とは
證と信し而も有

諸家伝記官位の次第は云に補任或は補任なりとぞいはゆるの家の紀系
譜と系考ふるに見ゆれはこれもなき記し也○あるいは選抄ゆはいは
家の封の事は補任諸書の書等に年々の日記なとに依るとも也○凡て諸家
職など記されし事とは諸家人系図等とも諸家人等の書に年々の
日記など何と考へ之ども之れらの事々仮説なとは人事記され思ひ也

一 凡て傳記には多くの而の事はあるいは一事にしてつづきたるところ
異なるなりゆゑいはゆる世にも多くつくり書きもなくは一々しきあり
あるひは文詳なるも細もありあるひはかの後系ええき事あり
これらの数々文書まても出さんには事多くして煩しも也
（かくさる事ともは甚煩なりしてさしおきつ）

一凡人の姓名列頭の地名ハ其家名りのところなり或ひハおや
ふれあるひハかゝらぬもあるとしの書にも多くあやまりあらく
語傳へん事ハさまさまなく雑事に入しも傳へよこしもあるひ
しとハ其字は右の傳に假名をつけなれも字のあやまり
少なからすして難字あるの類ハ右くさしきなれとも
多くしるしかたくその字まれも正統きしるしを
使せんかあり誤く假名つくる事その字れ知らり
おのくすあれかし人の正さん事を補ひおりおり次に記して我か
つゝしみ記事と掩ふ

第一

越前家
三河守殿
伊予守忠昌
大和守直基
参議左近忠直
出羽守直政
但馬守直良
参議左近昌勝
上野介直堅
中務大輔昌勝
右近太夫直政

尾張家
大納言義直
摂津守義行
出羽守義昌

紀伊家
大納言頼宣
右京大夫頼純

水戸家
中納言頼房
播磨守頼隆
讃岐守頼重
刑部大輔頼元

保科
肥後守正之
弾正忠正貞

第一

甲府家

舘林家

第二

形原松平　紀伊守家信

深溝松平　主殿頭忠利

能見松平　大隅守重勝
　　　　　出雲守勝隆

荻生松平　和泉守家乗
　　　　　同左近将監成重
　　　　　石川主殿頭忠総

桜井松平　附
　　　　　同監物家広
　　　　　左馬允忠頼

藤井松平　伊豆守信一
　　　　　伊賀守忠晴

一 長澤松平　右衛門大夫正綱
伊豆守信綱

第三

一 水野　日向守勝成
監物忠善
隼人正忠清

久松松平　因幡守康元
美作守定房
隠岐守定勝
能登守定政
越中守定綱

増山　弾正少弼正利

第四 上

酒井
左衛門尉忠次
附 備中守忠解
大学頭忠朝

本多
中務大輔忠勝
附 能登守忠次
出雲守忠朝
附 中務大輔忠刻
能登守忠義
附 八郎 勝行
長門守忠利

本多
豊後守康重

本多
飛騨守成重

本多
縫殿助康俊
織部正康恒

井伊
兵部大輔直政
兵部少輔直勝

榊原 式部大輔康政

第巳 中

大久保 相模守忠隣
附 治右衛門忠佐

石川 長門守康道
播磨守總長

鳥居 左京亮忠政
附 土佐守成次

内藤 左馬助政長
式部大輔政晴
遠山ト度氏改也
○豊前守信成
附 修理亮清成

植村 出羽守家政

植村 帯刀泰勝

安部　播磨守信盛

渡辺　丹後守吉綱

第四下

戸田松平　丹波守康長

戸田　土佐守尊次

戸田　左門一西

牧野　右馬允康成

内膳正武成

牧野　内匠頭信成

松井松平　周防守康重

三宅　惣右衛門康貞

西郷　若狭守正員

土岐　山城守定義

高木　主水正正次

第六

酒井　河内守重忠
雅楽頭忠世
日向守忠能
備後守忠刻

土井　大炊頭利勝
信濃守利正
玄蕃頭利長
能登守利房

阿部　備中守正次
[illegible]
伊勢守重長
豊後守正秋
附　三浦監物守政

青山　播磨守忠成
大蔵少輔幸成

永井　右近大夫直勝
日向守直清
伊賀守尚庸

安藤　対馬守重信

板倉　伊賀守勝重　内膳正重昌

井上　主計頭正就　筑後守政重

森川　出羽守重俊

久世　大和守広之

稲垣　平右衛門長茂

西尾　丹後守忠永

三浦　志摩守正次

米津　出羽守田盛

伊丹　播磨守康勝

第六

奥平　美作守信昌
附 松平摂津守忠政
附 松平下総守忠明
松平八郎麿某

小笠原　兵部大輔秀政
壱岐守忠知
右近将監忠真
備中守長貞

小笠原　掃部助信嶺

岡部　内膳正長盛

諏訪　因幡守頼水

土屋
附 民部少輔忠直
但馬守数直

屋代　左馬尉忠永

丹羽　勘助氏次

山口　修理亮重政

加々爪　甲斐守直澄

小濱　安藝守氏親

秋元　但馬守泰朝

稲葉　内匠頭正成

堀田　加賀守正盛
　　　備中守正俊

太田　備中守資宗

朽木　民部少輔稙綱

内田　信濃守正信

柳生　但馬守宗矩

小堀　遠江守政一

第七上

松平 池田
参議輝政　松平武蔵守利隆　池田信濃守恒能
附 松平備後守恒元　松平左衛督忠継　附 松平石見守輝澄　附 池田丹波守政綱
附 松平右近大夫輝興　附 池田備中守長吉

松平 浅野
従五位下弾正少弼長政　紀伊守幸長
浅野因幡守長治　浅野采女正長重

松平 前田
中納言利長　松平淡路守利治
松平飛騨守利次　前田大和守利孝

京極
附 若狭守高次　附 丹後守高知
京極修理大夫高三　京極主膳正高通

松平 黒田
筑前守長政　黒田甲斐守長興
附 黒田市正高政

有馬
玄蕃頭豊氏
伊織守豊純

松平
山内
土佐守一豊
修理大夫忠

松平
堀
附 左衛門督秀治
美作守親良
附 越後侍従守政成

堀
丹後守直寄
丹後守直時
附 千之助直定
淡路守直之

第七下

松平
伊達
中納言政宗
伊達左衛門佐宗純
陸奥守宗良
伊達兵部少輔宗勝
伊達遠江守秀宗

細川
越中守忠興
若狭守利重
中務大輔立孝
玄蕃頭興元

加藤
左馬助嘉明
附 式部少輔明利

藤堂
和泉守高虎
佐渡守高次

森
美作守忠政
対馬守長俊
関備中守長政

第八 上

松平
毛利

中納言輝元
毛利刑部少輔元知

毛利甲斐守秀元

毛利日向守就隆

松平
浅野

浅野安芸守義久
浅野右馬頭長晟

松平
鍋島

加賀守直茂
鍋島甲斐守直澄

鍋島紀伊守元茂
鍋島刑部少輔茂綱

松平
蜂須賀

阿波守家政
蜂須賀阿波守至鎮

第八下

上杉 中納言景勝

佐竹 右京大夫義宣

岩城 左京大夫貞隆

秋田 城之介実季

相馬 長門守義胤

丹羽 参議長重

立花　左近将監宗茂
　　　主膳正種次
新庄　駿河守直頼
土方　河内守雄久
　　　掃部頭雄重

第九上

真田　伊豆守信幸
　　　伊賀守[illegible]信
九鬼　長門守守隆
　　　式部少輔隆季
金森　出雲守可重
　　　附
　　　次郎八長光
分部　左京亮光信
遠山　久左衛門友政
遠藤　但馬守慶隆

一柳 監物直盛 丹後守直家
附 播磨守直重 蔵人直頼

市橋 下総守長勝

桑山 修理亮一晴
附 伊賀守貞晴

仙石 越前守秀久

溝口 伯耆守秀勝 伊豆守

第九 下

南部 信濃守利直 左衛門佐直房

戸澤 右京亮政盛

津輕 右京亮為信

六郷 兵庫頭政乗

水谷 左京大夫勝俊

那須 遠江守[illegible]

太田原 備前守晴清

大関　右衛門佐資増

亀井　武蔵守茲矩

伊東　修理大夫祐慶

中川　修理大夫秀成

有馬　修理大夫晴信

大村　丹後守喜前

毛利　伊勢守高政

第十上

稲葉　右京亮貞通

脇坂　中務少輔安治

小出　播磨守秀政
　　　大隅守三尹
　　　伊勢守吉親

加藤　左近大夫貞泰
　　　織部正光泰

谷　出羽守衛友

木下　附
　　　肥後守家定
　　　宮内少輔利房
　　　右衛門大夫延俊

相良　左京亮長毎

秋月　長門守種長

宗　対馬守義智

松浦　肥前守鎮信

五島　大和守盛高

久留島　左衛門佐康親

第十下

織田　前内大臣信雄　大和守尚長　左兵侍従信良

建部　内匠正光重

片桐　出雲守孝利　主膳正貞隆

青木　民部少輔一重

伊東　丹後守長実

第十一

薩摩守殿

七郎殿

上総介殿

駿河家

竹谷松平　玄蕃頭家流

水野　深溝出郷分長

大須賀　五郎左衛門尉康高
平岩　主計頭親吉
本多　佐渡守正信
高力　摂津守忠房
天野　三郎兵衛康景
菅沼　織部正定盈
北條　左衛門大夫氏勝
山岡　備前守景友
小笠原　和泉守吉次
皆川　山城守広照
酒井　山城守重忠
堀　市正利重

第十二上

松平
蒲生 飛騨守秀行 中務大輔忠知

金吾 中納言秀秋

福島 左衛門大夫正則 掃部助正利

加藤 肥後守清正

最上 出羽守義光

堀尾 帯刀吉晴

田中　民部少輔長政
（松平）中村　伯耆守忠一
筒井　伊賀守定次
里見　安房守義康
生駒　讃岐守一正
寺澤　志摩守廣高

第十二下

冨田　信濃守知信
稲葉　蔵人道通
徳永　石見守寿昌
西尾　豊後守光教
古田　兵部少輔重勝
古田　織部正重勝
山崎　左馬允家盛
本多　因幡守俊政
松下　右兵衛佐吉綱
高橋　右近将監元澄

関　長門守一政

杉原　伯耆守長房

前田　主膳正宗利

松倉　豊後守重政

坂崎　出羽守秀来

戸川　肥後守達安

平岡　石見守重定

蒔田　能登守信吉

竹中　采女正重次

佐久間　備前守安次

村上　周防守武明

石川　玄蕃允康長

日根野　織部正吉明

成田　左馬允氏紀

佐野　修理大夫政綱

滝川　下総守雄利

以上

越前

三河守殿ハ徳川殿第二の御子にて母ハ家の女房いさゝか由ありて
岡崎にて生れ給ひしかと久しく生まれ給ひ徳川殿御子とも思さゝりしに
本多作左衛門重次に預けて育てしに名をハ於義丸殿と申せり
ほとんど岡崎三郎殿ハいとほしみ給ひて父上にも見えさせ給はんと思召
於義丸殿三歳の御時徳川殿岡崎の城に入らせ給ひしに
兄三郎殿兼て於義丸殿を伴ひ参らせ給ひて明り障子の
うちより父上にむかひて参らせ給ひしに徳川殿も御覧じてさて
三郎殿ハ御袖をとらへて参らせ給ひ徳川殿の
御前にて今日見え参らせ給ひて涙ぐませ給ひて

圖書…文庫
…保…記

さらんへのれなけ上ハ大事なくてハ叶ふへからすと思召て徳川殿
ゟしハ使をつかハし給ふ三郎殿やらて於義丸殿の御事申して
急き参りて申給へと仰ありけれハ経て後さしの上にて仰けるハ
御目にかゝり三郎殿悦ひ給ひし事なくめてたしかくても
於万殿の許より迎へにまいらせ給ひけれハ三郎殿ハ世にて後
徳川殿けふ人々のおほしけるとおもひしき事に思しけれハ天正十二
年冬御養子秀吉公小牧殿をつかはされて御子一人もなくおはしませ
ならせ給へきよしとのたまひけれハ徳川殿とり申されて御母の御事に三郎殿にて
の御ためにもへとゆるし候ひ母上申されけるハ御心にかなふまして
於義丸殿の御事をも御子につかはされてけふ年十一の春にてなくて
かもしりをも参りて秀吉公にむかへ悦ひやりて元服の式行はれ結城

秀康と名のらせ河内国にて一万石給はり明る十三年七月
十一日に関白にならせ給ひし時秀康朝臣御年十二にて従
の五位下三河守にならせ給ひ羽柴三河守殿と申奉りし事
なれとも天正十二年の春より小牧殿と合戦ありしに
徳川殿信雄の方人せさせ給ひし故無双の軍して利を失ひ
徳川殿と織田殿と和睦ありし後ニ信雄と和
平ありて其後に徳川殿を表しく思召ける故にて御子
おはしまして徳川殿も天下をたもたん謀にて徳川殿かれ
にしるしに人質をまいらせ給へしとありけれハ
にや徳川殿けうしと思召秀吉の仰によりて我子
をつかはさるへき秀康ハ秀吉の子につかはさる秀康ハ秀吉の

子殺さんとて家康御とりあけ給へきと恐れてそ秀康の御母
ハ（おまん方後に長勝院殿ニ）かくしこれをおはせし時上ハ誰にの御子ともかくしも
ち度とそれと一門にかくめとて遠山御かくに村田若狭か方にいひ
くしおはしまして郷士の物ち度の御館にて養育ありけるとき
十二年の春小牧の役として羽柴筑前守勝雅ち方勘者
雅久酒川殿に至りて殿を実白殿と平氏の御姓にあらすにも
叶さも一旦経雅の若のことよりてせめにまうて御人数にて及ひき
経雅われ敗して実白殿と申かなりし後志方に経雅か為天
南家長く叶ぬ清ひむり人事返しくもおけさいけれはこれ
東西御和睦けしきハ経雅か幸御事ち党にもなくやとやさら
御許容の御兄弟もなくて後とハ返されへけり明らかに正しけり

下総ち勝雅より実白の御後としてまた御因縁の庁に殿ハ
久しく誰の方ハ御縁者すなハち誰の中よりもむかしより
かくれなく御事ハ上ハ御名とてかくさめにまるへく為りち秀吉
御人子も御対面のはゐ御上洛ありへくりや御とりけれハ家康今
秀康に対面ありて御事とり嫡子に婿色に河後文の実白殿に
かりにも兼今に聞ましへかられとてその五達にあらせとや
家康経世の御附誰にの御かくて門へき下とハ皆河後文に
て思ふ訓なし籌緑月に揃ひた御礼置金き始らんハ
御事のかくさとも付属にいかへき後につきこれにて
金よりも見へもなし秀吉みりに当時羽の御門葉へ世の
かるさとしなとそのにて家康とも一つ下に伺候させんするなど

かり川にて上総と偕されんりまて海道を出てけるを秀康又かりよ
ふゆりと仰られしかハ勝雅大ふおそれて秀康いひてさるに年
おりひおかへさこれそれハ勝雅か家臣な石とやきうそれ
しやうてハ名中こそ幼り秀康けりしとすなれハともへやら入りくや
さへさとゆみけるやうハきりと栗しおしてはゝ妹君を
速川殿のかの方にまゐらせ給けるに上を実白に天氣ゆりへしと安
座しかハ此ふ人にこゝろをやさしくとくり為給て此道理の頼え
国をまてあさもまへとて大臣を下しまひしかハ川にてやくて怒さ
れつまひぬ十五年の夏三河の殿下年十四実白殿とたり
能登ふいつり一つ方此右将して日向国を年け十七歳のほとゝき休
天の一ヶ綿ふかく馬を下まゐしに殿下の御殿のあつくく出殿と

ゆふこひて馬とてもすこるう気丸ふおよひりれハ池ちりひさ毎
御力をぬひて首中ふしちかりしきも人を出すふゆりゆふ
実白の此ふ人々宮根藤出来女とおしめくまつるなけさへ
ゐさとかよすもやあいりふ殿下の此ふ人うしんりの秀康と
ゆふたかて馬ともり川を気丸とゆうれ食さやうや涙ゆう
おなりくかさいくもあやまちし秀康うしむすと仰られけ
れハおそれくちり治ぐりの御ふ此罪る殿けりしとすゝしる
秀君うそふ一ひ川で気丸もん中りさうの罪死ふゆうたまひ
させし秀康ハ去へる到ゆるのくすふ此をや業も人ふさそれ
ゝしふそもへ川で出家さあつけまへハ彼の兄弟も服し
同さ十八年の夏下野国の大名諸城なる智腸朝ふ人多賀谷

出来つゝけしにて晴朝とて政にて五十にて以成ありて未ふつ
りし入念き男子ありて出てなりのむすめありし（実ハ晴朝の孫なり一説ニ右衛門ともいふ）
り（原本ニこれ列なし右衛門の母なり）あるも殿下の内一族とも出羽て御中
ふ称と讃しうやと云実自殿恨かも出でて弑義九とかきて
しと仰ありしに徳末ア次の人をつきて之れの出事にて
あふりやとといひしに関白殿大きなる出契ありて秀吉の子
なりし未だ頼の子とも仰とも出しうハ陰しえて仰残く及なり
関白殿出陣と手ゐならし先殿と淀城の館へ入来ては
りしも清館にはさりと面ともにて主計三日と経く思ひし
なりしに出る同き八月十六日晴胡殿にふ出あり（これより淀城殿とやらし十万）
（母衣の丸に公とよう）名孫の初より胡録の年紀る胤前の名讃成り
陣し同き三年淀城に出て又伏見大坂に出館挿く悔すこ
出陣乞食殿に注し大閤出先しあひし後京淀の大名石田治部
少輔三成と討んとし細川殿人にて制しあひし三成滅解ておのれ
帰りて己意なきに極めて帰路の色見来りとて出殿しで
遂にせしうハ三成頼なく近江国佐和山の城にて入けれ年九月
細川殿子将の賀とて京にて在りし為に大坂ふ折にも出て大坂の京
へ来たりて立ちしにかゝる中さんとの淀藤りしと忠中の以り
けときし出殿伏見の城に留守とも信徳条書しでは京への
急くましふもしちんとしにし仰せより出京へ出中のもあくを歎流
と合せて此と来る大書の後六書りその内ち二書ハ残り伝に
来る所の記の文書ともこふ出しかふる字ことなりしとハ出殿

とおありまことく此軍にくふりてまりんまいさと人の四百万騎と名ふ
そともれさを去ふ座りし侍りし此人半のふ人ふ気かくて
仕候けれとおりひて大書の傳とハ系にさ給ひて此勢配の事
とつくに書き了し侍ぶに給く響きまいり細川殿あるま
三河守ハ人にた生まれまいりけりと此感給ひし明年の秋
細川殿勇の家勝中納言は諸代のときに上りてわかさ馬来て
大将にも事起りぬと申し此方の大名小名山の此陣よりあ
了川て軍評定ありけるとかり引返して上方へ向へと
まふつきに評定して細川殿れ多伯源を西様と石見ゟ小座栗
向ふ人時宗勝やかてゆくと返了て攻参ありきとハ又関東
しりや乱まかりし誰りけ下に流り留つく軍とハ先きさと仰ける

正尺訛とりさまし給中へつきしゞ後に志く事や何事へきことゝもかふハ
石をとゝしめ給ひ度此条々ありけ正統ありし条々とくいから
殿さ下の安危を今日に出しけぬ能々して西中しさを
まへとし此評に為ゝらく中前に系ゞ細川殿東西の軍れ
事此物候を其の後おこと我為に付下にとやりて宗家を
流おひ我ハさん上方に向ひて鎌人と呉ふいかりると仰けれハ度
此氣篤ゆくくゑく寿康いりて此後に迎ひきし出陣と
も出さんとこそりけ出へきれとのこま人ハ上方の軍勢ハ氣さく
の条り勝ゆ十万騎ゆりとて何かとの事もへきし柳上様にハ
累代坂東の大将として中にも彼羅虎入道ゆく就りさらに矢
下く若下に肩をかふ若りの出くれゆりきにけれハそうにて

宗勝又幼弱の昔より家の中に如せし年頃さへ中にも
当時にれに向てさやうに家を心よせ多年に功ある程なるかこと
り為には能く〳〵海原にしかいまここに家をんとりはおいとと
一人にては力もなく家老等よりはたまたまその面目の事
の度々の是にも亀きと仰られは良民是等家は必勢ある多
出ても江と取りの上方は大猷にも名と隣りの家を奉行に
勢の術も又さてさて多りしめ秀康未家を上にて多年にも宗
勝一人の勢と我人に何にの事なくさる故にまま大将とつれ当
しかし人にも其前ほや前を立てさと宣ひしかは西の功をも深き
いかにしくも仰にもの我家宗てこそつめまかせて人に大将と宗勝に己抗ん
事如しやおりふしたとしれは其門跡より出頭しもまじく許りに

御国とかかう事しけりに出陣一戦落おしくし掃け陣は家康の
若うりしより身にも添て終に一度の不覚とるまへと又の後
御ふ従へしく八ヶ度勇方みおとしてはさ家しまに名を
揚けまいらしてしとて家を守りて度々も忠功をけにはには為中させ
まいらせ下野国宇都宮に次の家をとちめまいらし上方と
家中あまりしく後光長も勝と定りまいらし信人に家すまいらせ
け度の勧賞に越前の国給て明る慶長六年の守り福井の
城を梅りまいらせ守者を乱しまいに拵するに度々守護まいらせ江戸に
越前へいふをまいらしくれより信人に家すまいらせ越前と注く信人より
福井と名付城となりけれしとく其後後之後中納言に任じて
同じき十二年主四月八日法年三十四にして世をさりまいらせ
参議忠直卿は中納言秀康の嫡子童名長吉丸父の遺跡つき

ともいふ慶長十六年の冬伊賀守ふれ出家してえ法名御諱字
おくりたまひし其後の助兼三河ちふちり今年九月伊賀守ふ方
此の姫君とかの方ふ参りとそれ鍋島の国ふ赴きたまふ勝姫君と申す
此年九月一條 十二歳にも 同十七年の冬鍋島のみち来り給ひて此の所
猿飼出来り九月十九日ふ本多久世但馬守罷りふ出て本多
多賀谷討手ふ出て候へく押手残ふ其手討とりて其の二百余人
久世か一族并ふ百余人程そ討ふ人てしらち死ぬ明るめハ廿日
高本屋敷へハ腹切りく死者ともみ討とりて其の外余人上田年人
何者同心ふ月番して一族并ふとさまさく是ハ旗本の衆家中
ともひく従者流の家人ふ二川ふ出く伊豆事ハし本多
久世方ふ牧上田若狭何者屋敷にて七人の家老つとめかふ罷り是ほ

伊勢守とて諸人よりく幕府ふておもひく在所の清水
丹後今村掃部して若狭といふ者返さりされとも其の身年と
清水若狭まて牧の家と共つまさく実氏ふ余の牧いはれ出し
りん屋より三千山ふ縁き乃氏十まてふかりく久世三木ら
しれ上田何者ふて切く死ぬ本多伊豆守高正を始七人れ
堀一さしりと罷出されしく人数と残ひし上ハ久世か討手れ
之候と取りかけ付大御所実名ふいまかもたまひしかハ三十月
まつ若狭とおれ本多清氏ふ幕府ふ返されし廿八日為御所
自本多伊豆守清氏丹後今村掃部と若狭とれ共ふ二日程実氏
弟ふ執断まて清氏今村遠流とさされ今村ハ奥州伊達政宗く
預けられしかの清氏ハ出羽
ちち法名宗範 国勢伊豆守高正たふく屋さしすと御下さか十八年の

云り語へ並び記して后人にかくし寛永同六月廿日御所
御所にハかく書中の様をおもふさま事をも人に云ける年いまた
若かりし時も没前之今まて国務の事寛永の頃没後のもとし
ときの寛永の頃一族ともに母子にて後家の盛衰をおもひつけ
られ成金ハ伏見之宰相子後に左様之御家之今村様頼に仰之 十九年の冬大坂の合戦あり
かハる度ハ源氏より御分に明らかに元和元年夏より七日の合戦に至同
三家と此くに三千余首切くやうさに洛中にて攻入当時勢
功の身につきて王六月十九日従三位参議におもむき勧賞とす入り
さまじきもけ度におよふ功のさまり次にひとて共に思ひさきとにいたく
秀父大御所の世子としてて天下とも思ひのまゝ自れたりつく
国をもちて後し秀父甚満子にくふとつくかいに大切なりとも

ゆへ他の主か法さらん中にのさまに見てもらへてゆしく歳
ありあひのこ多くまし而して大御所かくまこと世にひし後ハ
天下におかましゆり恐ろしくいひても人もまこも酒とほんぬ
かり寛永にもられ人ひそまりいとまなく多くも云ふにおと
これとも此くの小孫中にいたるくカありいひ国とハえくにまく度
猪川様へ面白き流れて数日もく逗留し又此の時ハ
織く病にて引返り国に帰りても人におもふに事とれハ男女
それをもに流さ字ち涼みにもらふ切く様おひしもののいふとふ
殺と云ふ流されにゆると天下破くると袋におまし酒と寄す
おさめて世を恭平にゆすりけとけ世も出まし八合算記
つくふの大名にと攻殺されし事度く不及に 有中御合戦の中より入 承久之を付とや八

父は中納言は母を池殿と申て太政入道のまゝはゝにておはしけれは中納言殿をも
母とともに情ふかくつかへて後は一方の大将のなと成て子孫のさかへ中納言殿をと
おもひしかはめいよの御情ふかくてたゝ其の子も大将にもなりたまひけるこのこと
ろさし何を成の子なれはさもおもひしかりけり人々頼朝の母は子なくしみてさしい
まさまりしこゝろも世の人のさたに見へけりいさゝか事ももとより思ひしやけて申やう
てゆきちうかまりしとは後の世の母の人にもきけさせまいらせ我まゐらせ矢
とゞかみのうちにひけれはさてこそかゝるへき命のあらんに事をしたまへ我子
なりし只よろこひすれ力なくいふてかくし世の人々にもかくしたまふして
かく父のふつくしみふかくいつくしみてなくはいかてかまてまゐらまし事
こゝろもありし自分とさらに人科にかゝれる利力なし然るにもちくはゝるに
なけ子孫このうしろめたきはゝらおもひくさらによりもてなしはまはしけり
ちかしも見さまゆかしくされてそ子ちから諸をとらるへきにさては頼朝のあはれ
なるゆへのかゝりてかのふかくてこゝろのさやかに思ひなとはしけとも見とゝめつゝ
人ものちよりかし見となり給ひしかは御心にかなひしかはよろこふ人に東西ともにしちらし
事ゆくけめ三河くに上をたのみくらしかくも多く丹後守大に力をそへてあひはかりて
いはけなのさかりのこ江将にんえ事備中守なとにもいひつての御の夫婦もさて
うらみのへかゝく制してわか身をもちて頼朝のふくをのらひしにて頼朝の子孫
ちかく多く家を絶ひはしは見けくつくとこちかへて御家人ともに恵を以御十方
情をかうちまひしよりもなとおもひ色しとて武力をつけそむんとするとの大将つ
かしとあさの事にかくてゆるかはらけくとゆきけるに我つゝしみにし
世も後房はゆく人われとく当国よりふ申すゆるしにへはりん其の日より
頼朝のふのちかもかこへかりの年頃かくれてゆるゝはへ見日としふ夕日にて

あはれはかりの事まれもう年ももふかへきにいとかくれかのうふくにゆかりけ時つきよまれと
いかにしにかなりしとて二三百房かしさん又よせあらくしふてしとくくり
うちうら々はる長後二位中納言の家の時より頼朝のふかのかれ色かふひこえて太後そ
生まれしまひしゝは御前二人なりけりに頼朝と名のりも後のふとつりをらけ御ふも
かはらをくいふ御将軍ふかも家中御台所の御事とて君の御は御年にして
おいしほそはゆかしもしとて後代殿下さまりまに御孫とて君とそふとて
世をつゆくもこまりし困ふまけりて恵行を頼みしけりとき御事はさん
後をて以上を分つりしとて元和九年八月十二日太后薩摩守と
いふ事に流されまして行中宗女を二度みえ給ふを武家の庶子と附らるる二度は
出させ分てをきらむまへく一御とさうして御かけ給ふも位人ありしとて
今の御はへ三皇系と思ふしてか御帰洛なとにいふかなしくつとまりまうし
ぬけを二度も飛けりて諸をもとましの寛永十一年の事に日根野殿に
ころ明殿へふかう大名年の長崎を配所の国にかゝりあるまひ廣安

三年九月十日にや任大臣年六十六にてむなしくなり給ひき
御子多くおはしけれ共嫡男従三位兼左近中将殿の御事也
二条殿は三条殿の御息也二条殿は九条実経左大臣の御子の良実
大相国殿の（後深草院の御舅遠山殿と申す）御母は源氏より御母は後嵯峨院そのまゝ
けれとも一所に之名は兼光卿也右大臣忠教と申す八月大蔵卿と申二人
ありし二条中納言殿の御家人とてなる人一人は持明院の兼山家々侍
正親町三条中納言兼右近衛大将殿の御事也けれ
ともの中に十歳にならせおはしく鎌倉の御ところへ下されし二条殿の御方と
御座所とさため下る（御屋敷に三万石の御領二万石つゝ二十六万石余）兼て御上とこそ申屋敷と
ぞ申ける寛永元年六月従三位代殿とつまし事ども宣旨あり
ありておはしけるを十三年二月十七日にはなくさせ給ひける従一位の殿に御父殿御ならひ人

まして寛永十六年四月二十日に御所へまいられ元服し御代兼字
をはしめ兼従ゐ侍従鎌倉へ参らせ給ひし慶安四年十二月十日元服御代兼字
ならせまいらせし二十四男経通の代兼忠兼在二年十二月十一日元服御代兼字
をはしめ給ひ給へる人と名乗られ従三位侍従兼房の御侍をは兼野宮より左少将に
ならせまいらせ年四年二月十日に延宝二年正月一日に任せ兼かねて世をとみ給ふ
十一歳にて二条中納言殿の家の御あつかりとなりぬへき御子なりし兼ては御舅かれいとも
二条兼光卿の嫡子兼通兼房おはしく延宝三年四月十九日に任中納言のころ
人々よりたまはりのころのちに十二月七日兼左大臣に元服して御侍字をはしめ給ふ御兼房となりて
任従兼房兼之朝臣に任せ
兼参議左大臣にいたる中納言殿に二十二の男兼房兼忠と兼実と兼任兼十九年
の兼て御年十九歳にて二条中納言殿の御事なりし左大臣の職を授け明和元年

元年正月十五日従四位下侍従となり侍従ちと兼〔此時より羽柴の家名 御諱字を玉ひし〕

はしめ人々年寄七頭の人数にくはゝる名ありしか其後おほく

首ちをもゆるさるとて跡目同二年信濃国川中島の城主となる〔十二万石〕同

五年越後高田の城にうつり〔廿五万石〕寛永元年越前国に移り

〔宰相忠昌二万五千石の城主越前国の中にて忠直の子に国をあたへ五十万石となり此所を北の庄といふ〕同三年参議

正四位の下にて正保二年八月朔日四十九才にて卒す　嫡子

万千代丸はしめとつぎ同年十二月晦日元服し御諱字を給ひ光通

と名のり従四位下侍従兼越前守となり左近衛権少将にすゝみ延宝二

年三月廿四日三十八才にて卒し　弟をもて家督とし

りて名跡を兵部大輔昌親とさたまる昌親後名吉品

三男父卒して後吉江の地を分ち給ひ〔二万五千石〕従四位下兵部大輔となり

従四位下にして兵部大輔となり延宝二年六月光通跡目をつく〔とはいへとも四年二月兄の中務大輔昌勝の子綱昌に国をゆつる〕同じ十二月兄の中務大輔昌勝の

嫡子綱昌をもて養子とし今年従四位下にすゝむ　同四年

七月廿一日越前国をゆつる　千子従四位下侍従兼越前守綱昌

初名は綱昌なり　実は中務大輔昌勝の男叔父昌親の養子

となる　延宝二年十二月廿六日元服し御諱字を給ひ叔父の

家督をつく　同四年七月廿一日越前守となり中務大輔昌勝

事ゆゑありて貞享三年閏三月越前国の地をとりあけらる

兵部大輔昌親後吉品に越前の二男之松平の地をあたへらる〔二万五千石〕

貞享三年閏三月六日叔父寛文三年生十一月八日従四位下

にして兵部大輔たる

備中守忠昌の子越前守光通朝臣の男くはしくなる

なかりし人なれハかくれもなき父子の家風にかよひてさうらひけれハ越
前の国を三の丸におかく一族任さるゝ吉良を称て寛永の頃にまかり退く
父の御領を華しして後吉良左織部ら男にてかねてとしつかうる
名けりしかハ延宝三年の十八日御暇をまかりて在さりて其年
去ヶり紀州し同年去ヶりて御隠居被仰
左兵衛督吉政殿ハ中御台殿の御之の男御母ハ其の女房中納言
織部の御姉なりし彼君の御領をかゝおかし給ひしか時追従の中
河内とい本いもとも生れなひかれハ河内君と名付織部に入給ふ
出生とは人のあひ御てかはれたる出生殿中是の時大坂の
ゆかり御母上出生殿とちかつけ年にもはら殿をまかしき左中納言
の御子大河内の御孫なくいつくとなるにそえ様を二条にかかりかね
そしてやしと申ときまでの天なる事にまいれ殿のする中とゆかりにせ
ものハかねて殿いつかたりける君をもさいかめて大河内の御感に外にも事
まり、今日へくきさき御見れて人より後の御ひかれ申ひとて御父ハさりなき
それとは事もきりの御しとやてかきとふまひし殿かり加わる君主也あ
也おもいまれあいて事に御帰りて人へきは事に候をも河内はいかに
女中なりにもさいせいたる君ともともにまいかまゝに仰すに御ふハいのさて
やさしひ在任おもいて御座しとも其人へゆいて御と其の代くとさて
家の御代まとも中嬉へしおもいまありあかし奉ふとかりし慶
安九年去ヶりけるのあきい織部の家代加賀の又にとえと申ふ
そのうくと三河の城を出しけ時生か殿中のまた御とかけたまひ去やにも
名とゆけまひかの明まへハ元和元年出りの織ひけもそなり

にうつし給ふ前のことく給はる同き九年越前国大野の城を給はる

此前元和のはしめより給はれは大野はたくらのもとにありて其後会之けり給ふ

寛永十一年信濃国松本の城をたまはり給ふ十五年出雲国を給ふ 十八万六千石 隠岐の国を預る 一万八千石

城として出羽守従四位下侍従と唐名を名のり 松平出羽守従四位下にて在国す

寛文六年二月三日卒す六十六歳 嫡子綱隆 童名

万松丸 寛永十八年十二月元服し出羽守従四位下

の侍従を任じられて後継し年号延宝

三年正月二日卒す 年四十五 其子綱近 寛文

年中にて元服し出羽守と称し後侍従 四位下に任し

ふつきし年々侍従家出羽守となる

上野介近栄直政朝臣の二男出雲国広瀬の地をたまはる

石三万石 武蔵守備近村

右近大夫隆政直政朝臣の三男出雲国神戸の地をたまはる

一万石 寛文十二年二月廿二日卒しぬ 世継なかりしかは舎兄房隆は

直政朝臣の四男とそきこえし

ことし

侍従直基朝臣は中納言秀康の第五男にて生まれ給ひしより

左兵衛督晴朝うしなはれて其家を継給ふ 結城の家ハ其名付 行柳の

跡をつかせ給ふ 行柳ハ越前の地の名 晴朝の俗名ハ行柳 晴朝年老て中務大輔

をかされ年々ひさしくなりさせ給ふ 後に其家の名跡をうけて其

らに出羽守とよばれて後に若狭にて寛永十九年

大和守にて卒しけれは其跡は結城の家となる小林家衆

秀郷六代の後胤結城七郎朝光より始り晴朝ハ朝光より十
六世の孫也（一説ニ朝光ハ右大将頼朝の御子とも申也）其後下総国結城の地を領し家系
八代の孫也晴朝ニ至り世継なく故ニ太閤の仰ニより秀康ニ
申合て世継となして秀康又は結城を称して一家をつき
玉ふ所ニ寛永元年八月十九日従四位下の大和守ニ任せられ候
御様ふかく松平之名の字を賜ひ後ち従四位ニ任し寛永十二年
十二月十二日越前の大野の城を領す（五万石ニ越前勝山を領し小石の地ニ移らる）
正保元年正月十二日出羽国山形の城を賜り（十五万石一説二十万石）慶
安元年六月十四日播州姫路の城ニ移りて（十五万石）をさめ
同年八月十五日ニて卒去子息直矩を継
慶安二年六月九日越後国村上の城を賜り（十五万石也元のことく）如人

して従四位下の大和守ニ任じ候ふ寛文七年如元ニ
姫路の城を賜り候
従五位下朝臣長男直矩中務大輔の六男也寛永三
年八月十九日従四位下大和守ニ任じ正保元年正月十二日
越前大野の城を領し（五万石を分ちこれより先ハ小石の地を領す）其後同国
兼但馬守ニ任じ延宝六年六月廿六日卒其年
し子息若狭守直明寛文九年十二月廿六日叙爵延宝
三年十二月廿八日従四位下ニ叙し又卒して家を継

尾張

大納言源義直〈初右兵衛督 義利〉大御所第九の御子御童名五郎太丸

慶長八年正月廿八日御年四歳の時甲斐の国にて五万石

十一年ノ十一月御元服ありて従四位下右兵衛督に

叙し十二年閏四月廿六日尾張の国を給ひ〈其後美濃〉六十一万九千五百石

先此の人〃いさゝかもしめ大御所の御時よりちかひ移居常陸介殿おりく六十万石此

地を先ふちしうこ御譲ありの人〃と訴ふる色と常陸殿とやをし之のちに

常陸介殿紀伊国へうつり玉ふときに地かへらまて五十二万石余を領し玉ふ

此時に御代ありて常陸のつかへつたらましハ之ふ雲りゃりねかる

河は尾張ふのおとこおせ半人は家康ふ条く尾張ふも地かへおふ尾

きしとうつふかの家ふの老中これとすて常陸殿へかえ申つさせ

玉ふ也地かへらまて玉ひれ尾張殿の地かへらま玉ふ尾き申と

いくいさてもいつくうとも玉ひ済し地かへおふくしおけしき御兄の

ふとしく御身より西あらわれも年下の御さかりてすゝくに

かりといひしかハその年となし五万石の地かへらましそのうち五上

二條の亭に行幸ありし時諸大名の御供ふよろしく武者とり所で路

次の路傍をけしき尾張ふおハ常陸の紙とのちとて六十万石余の領と

よろこひ此地とて紀伊の国へいさと有りしまて今は高野の人々も
なくいふもさらなりされともけなしとうつくしき紀伊殿きこしめし
その事おほしめされて人もなきか(は)の事のありけるを
御むねと仰られしけれは尾張紀伊の御事いつれも（まして）や
十四年十一月大御所の仰として当国名護屋の地選ありて
これは清洲の城をうつして義直の居城となさるへきため
なりかくて十五年正二月より天下の大名名護屋の城築に
さきたと仰られ同六月ころより事始り秋九月より経営始りて
諸大名出て功十六年十一月廿日参議従三位右中将とか
被任る同十七年より伊勢亀山の大名又名護屋の城を
婚姻して十九年の秋大坂の事起りしかは十月名古屋大御所に
供奉して御出ありて幕下は尾張の国に出て鳥羽を渡し
此時は駿河にまします
大坂にむかひ給ひは大御所にしたかひまします

東西和睦の後名護屋へ帰り給ひぬ其のち又大坂の事起り
けれは大御所も名護屋へいらせ給ひしかは大坂の兵乱起りしと
せめたまひしにあのかたより給ひぬかくれもなき名誉の御手より
つゝしみ給ひて給ひぬすなはち御ていにとゝしく亡しけれは
尾張国をたまはりて中納言と唐て従二位の大納言に
のほり慶安三年五月七日御年五十一にてかくれさせ給ひぬ御子
中納言光友卿は従三位左中将より次第に昇進して正二位
中納言にまします寛永十二年九月将軍家の御むすめと
むかひ入まいらせ給ふ（千代姫君と申す）御子六人内嫡子左中将
綱誠は従三位参議従三位中将兼右衛門督(?)義
利は疾く一人は松平出雲守綱長の室一人は左馬

中納言輝資の郷元の室一人ハ織田源五郎平長益の室
なりけり

紀伊

大納言源頼宣卿ハ 初ハ常陸介 大御所第十の御子幼名ハ長福丸
御年二歳にして慶長八年十一月七日常陸の国水戸の城を
給ハる ハしめ二十万石慶長九年に五万石の加増ありて二十五万石 同十一年八月廿日御元服
従四位下常陸介と申 後ニ従三位下に叙し十四年十二月十二日駿河
遠江両国を給ハる 五十万石のちに遠江半国を返し上申し中也 大坂の合戦に付白旗
をさしハ大中黒の幕を張り大御所にならひ[illegible]
合戦し[illegible]
[illegible]大御所の[illegible]
[illegible]
[illegible]

度ハいつもしれ年もくたりたまへハかろきことにハ幾度もゆるさせ
たまひけるさせとも恨をうけさせたまひけることなかりけれハ度々にあやまちあり
にかれなる披露しけるに正綱朝臣十四歳にあたり年もやうやう
やありけると仰られけれハ大御所聞召ましましけるを今日朝臣
にかかりいくさまに及ひ終に今のつかさをこそなされと仰
けるに八月甲子日伊勢国勝成紀伊城中にして大将と初めし御前
国須の大名出名は内みなもとの人々元と見へし虎の子ハ此り
おつまし八年とかゝあれはつとたまふ文化あれおそろしの
紀伊中と名告とそあつかひりえん和歌年紀伊国を領して和哥
山の城にうつりたまふ 紀伊の国と云ふ 和歌山と云 寛永九年中将従三位と為く
中納言に任し従二位の大納言にすゝみ寛文六年にうつる十二月に

国中にてうせ給ふ八月十九年正月十日かくれまします年七十歳
御子二人長ハ中納言光貞卿次ハ左京大夫頼純の次ハ松平
左兵衛督頼純兼従五位の御方二人次ハ松平相模守源光仲の室
末ハ男子にて早世しましけり 助次郎と申す早世之 光貞卿の御嫡子ハ
右中将綱教朝臣と申しましけり
左少将兼左京大夫頼純朝臣の御二男寛文十年
二月十八日伊予国西条の地をたまはり御嫡子頼路従四位
兼左少将にまかり任せ

水戸

中納言源頼房卿ハ大御所第十一の御子御母ハ蔭山氏代官某
慶長十一年九月十二日御年四歳にて常陸国下妻の城主となる
十万石同十四年十二月廿二日同国水戸の城に移し給ひ始ハ二十五万石の城に後ニ二十八万石
十六年三月御元服ありて徳川頼房と号し給ふ正四位下少将
任し参議ニ任し正三位中納言ニ成らせ給ふ寛文元年七月廿九日卒
し給ふ年五十九御子光圀ハ四位中将より従三位にすゝみて
後参議に任し給ふ光圀讃岐守頼重朝臣の嫡子頼常をやしなひて
嗣とし給ふ我か子の男子ハ頼重朝臣の嗣としてつかはされ
と頼重の子つかはされたるハ兄ゐ弟し給ふとて也
頼常四位少将ニ任し寛文十年二月廿二日十三歳

まて世をとゝめし事ハ頼重朝臣の二男を其家の嗣とせ
られ後中将に任し綱條と申せし
左少将兼讃岐守頼重朝臣ハ頼房卿の長子なれともいかなる
ゆへにか世子とも定られす寛永十九年讃岐国にうつりて
叙爵されて右京大夫になさる 拾年 十六年常陸下館の城
給く 五万石 十九年に讃岐にうつされ 十二万石 従四位下
侍従より左少将に任し讃岐守となり寛文十三年二月十九日
ふとかりて竜雲軒と号す此年の冬隠居の後子一してなくなりけり
られてし越後侍従兼右京大夫にうつりて讃岐守に任し
頼常と申せし
侍従兼刑部大輔頼元朝臣ハ頼房卿の三男光圀卿に一腹の弟也

二代目頼貞 元禄十三年九月五日卑民四村 内守山 方府 二万石
初代頼元 元禄十三年辰九月 五日 二万石

りちゆつくふる 二万石 嫡子ハ従四位下大学頭と云ふ頼貞ハ二男布多
中務大輔左京政貞の世子となり中務大輔政武と申せし
侍従兼播磨守頼隆朝臣ハ頼房卿の四男光圀卿に一腹の弟也
りちゆつくふる 二万石 其嫡子右近大夫頼良早世して二男頼候
頼寧とさだめらるゝと定めける

保科

肥後守源正光ハ信濃国の源氏井上掃部助教家カ末葉弾正忠正直ヵ男也　正直ヵ祖父ハ高井郡の住人保科筑前守正則（初弾正忠）父ハ伊奈郡の住人弾正忠正俊甲斐の武田大膳大夫入道信玄南国を領せしより其の槍弾正と呼ハれ一生の高名二十七度多ク様二条小笠原とも年八十三才にして卒ス（世に云流弾正忠光カ子正俊ヵ父甲斐弾正忠とも云ヵ）其子弾正忠正直をハしめ筑前守とて中ニも天正十年の春織田三位中将信忠武田ニ打入として信濃伊奈を攻めける正直ニ仁科五郎信盛と（勝頼の弟）申合せ高遠の城ニ籠り信忠おしよせ寄せて攻めし仁科戦死して討死しけれハ正直ヵ名ある城を出て東をさして落ちけりされと六月織田殿父子うたれ給ひて甲斐入信

然上野国にてハ討ケ正直小諸在番す氏直の安中志として
往復して北条氏直の旗下ニ属ス入徳川殿清正の
出陣をも甲斐の国府に出陣して小諸を取て不
小諸の番兵利なくして清正の信もとく徳川殿ニ
至りけれハ正直も酒井左衛門尉忠次につきて出陣に参りしかハ
此書を経て本領を安堵す 號付西直 同時小笠原右近大夫貞慶
ハ徳川殿におゐて累代の本領深志の城に入りけるか宮し
小諸に居りしかて塩尻に陣とりしに正直もあり合て首級を
給ハり候此書ニて其功を賞せられ此刀添て下し給ふ
創業記日記ニ云天正十三年十一月小笠原貞慶五千人にて元きいつく
高遠の城を攻正直わずかに千人にて勝利を得此書并此刀を給ふ此書ハ十二月
十日の日付なりしと云これハ小笠原をしあハせ時の事ニハあらん
被渡貞慶かたえ同しき頃の事にてありしか正直おち

貞慶と戦ひしや又後に下しかされしにや日付ハ同十二年九月正直
の口の家臣父の信濃正直当りしにや
給ひて遠く上方の人々を北条部豊臣秀吉の城ともと秀吉除き
そのよしも是等を向けきましけれとも家康公ハ是ハ川にて被せし
かれ給ひ旨とて返事ニ正直後後さりかくの路を返
掛の部より引てそ伺ひける十三年壬八月正に高遠の城を出て上方
何なりしにより正直も川越しておの浜にて徳川殿家康
付属の時ニ下総国多古の地給つて家臣十六年より六千石に
辛しける 一万石拝領されし日記ニ家康公ニ保科弾正忠正光の
ちに後に下し云下総の内にて一万石と給へるありやわれるに
御なり付正直 名を正直嫡子正光 弾正忠 二男正貞 幼名 あけて
妻とらしかハしかハ徳川殿の父同母の妹を給て後妻と定られ
名を信濃守の女と初め松平弥八郎家広ニ嫁して内膳正家広をうみ松平
家元か西の母にて出家のまち とかう阿部下野守元長と共に

其も又死ゆきしハ保科ヵ許にありきたまひしなり
男子二人女子四人とまうけられ嫡は徳川殿れ
御弥郷御弥婦としてめしける〔福嶋ゟ嫁す〕長子なれハ正光とつけ給ふ
ある時に剃髪し肥後守の保科の家の跡ハ遠江に浜松の
城とゆきり〔福島信濃守か城なり〕家督して信濃高遠の城を守る
其家に保科ヵ城しはらく やとひハこゝを己の城と備り備まて 元和二年信濃の城を
小ハ十年におはりし年らく其こゝろ己城ハ高遠に陣所ニ其家にて元之陣に在せし年
母保と信て備りしハ正光ヵ時[illegible]年[illegible]
大坂の気起りし時初て山城国淀をまもり後に大坂にむかひ城と
せむるにハ気起りし時大河内に在てハ早く首十五切て諸
正光嗣なりしかハ幸松丸殿と申けるを家督とつく
台徳院殿大御所の御子なれハ御諱の御方浄光院殿と申せし御事なり
其松丸殿生れさせ給て武田の家の代殿御母見性院殿となりて養ひたまひしと正光
又其ひゆるはしきさせし正光徳川殿の実の御弟御妹にわたり此の御子の
列なりしハ御由なりける故にゆかりなり

正光卒しゆきをつぎ〔卒せし年月日詳ならん〕幸松丸殿甚家にと迎え給ひし
たまひて後に従下肥後守正之朝臣と申ける寛永十一年信濃
に在し十三年七月出羽国山形の城をたまはる〔肥後守正之朝臣山形の城たまはる〕
しかれハおなく将軍家に御尋ある事の御事ありて御母をたまひしと保科の御法の
人に見せよと御諱を云ひし事に候ふ御恩の御仕に保科の御方中に仰せて御
ゆひて在りけり将軍家にてかしこくやすく御所にゐて御ふとし給ひしに保科の御方のへ
いひてより家をおさめ之人は将軍家の御法の事と御ふる法なき事に御心えにて
ゆふおやのみゆきと語りしへかくて信ハゆくべからんとせしと御法にいふに申して御為
殿ゆかしと御なりハうちむかひいはゆうちくそ彼の岩殿のゆかりとしく為といふ
なり語りける事ていひし之の語りけるとも之人をも将軍家にかへりてひろくの御守
おハせしきに法家にゆかりてハお留のよろゆかしくり子させ玉へハのこりし
中にこそは江戸と殿さきさりひらんハ忘りかへき横飛よそもお保科肥後守殿
と申せしの御母上の御方に将軍の事にかと御わけとも忘れもあまりしれハ御秘
のとものゆかりなふきとて之へハされハあまりよき御事にもおかふも御かやんと御ふさいや
その御方に将りハこふ御将にも将下めんてこと御ありて御言ふ人にも将軍家
御母人とあまりハ中も恐れなれと御の肥後殿と申せし今の将軍家の御さしとき
御申と御ありにまかりの御紀しまへしくまかふと玉ふてなれいとかなしれさまに在
弟しきりのもゆ人方のまさしこしめりにた人の御かふひさよふいゆられハよろこびんと
ありけるきりの御ゆき給ひしふ御親の志ありし将しさせ玉ひて御法のへくこと

まつとの御ゆへしていさゝか事にも上様もきこしめしおほしてはかなきことにても
御おほえにハ人々くはおほせのおもむけなくまかせさせ給へる事にも心をつくしてつかへ奉りし
まことによろしき御法の人にてありしかは上様にもいみしくおほしめされしこと
信綱の備前守ハ上様の御事ハさらに御法の人にて天下のことゝもいてきし事
ゆるさといふまて上様にもあさからぬおほしめしにてかたしけなき御ことの
つゝしみやかにて一月をまかせ給へりしかハ世の人のもてなしたまひし
ひとゝなりとて正之朝臣へおほやけの御かつらにて山形の城をたまひ出羽の国
守にもなりて時に御心にかなひて将軍家の御事をもあつかひ奉りしかハ
をりしも御世のまつりことをもよくおさめしかはいよいよ御法のまさしき御ことにて
まつりことハ将軍家の御ためにもかゝりしとかや
ひしより正保元年正月十一日奥の会津にうつり給ふ（廿三万石）同しき二年
四月十一日従四位下左少将慶安四年の其に左大臣家に（大猷院殿の御事）
御遺言にてかくまかせられし後将軍家の御幼稚のうちに天下の
政務ゆつり給ふてまつりき延ハ左大臣家の御遺命によりてなり
承応二年十月十三日正四位下左中将寛文九年四月致仕
同しき十二年の十二月十八日六十二にてうせ給へる嫡子

肥後守世をさらせ給ひしまへハ二男筑前守正経にゆつりたまふこと
ありされは正経従四位下の侍従なりけり
次に正容ハ正之の三男源次郎殿の御事なり元和元年の
夏大坂の合戦にも出て御身の働き出雲守大胡将軍家に仕へ給ひて
より上野国の槇の御かうけに編笠まゐらせてはみつからの御覚えいと
新人二人連てまゐらせ男ゆへに大胡をもとめて笠ゆへに給ひけれハ保
科甚四郎正貞かれかれと勘気にふれ将軍家の御心にかなはさりしに
思ひて流浪してはるかのかたに将軍家をもうらみ奉らす
いひしらぬ心もちにてありけるのちいさゝかのことにて
正使十人つけられ七月三日寺の念仏に正貞をめしかへされ
まうけ小笠原信濃守にしたしみてかくれしもこゝにてあり

大手のまへ三ヶ所まてかちにて馬より落ける所にてさしこきと返佛
正成ともに川へはねられけるを見えたるに又かれ共に法と成て
らいそとつれて本をおのまへ入法につらねられてとれ小笠原か
家にのりきかへりぬの陣にけいりしてまゐりて西尾かりの首とらる
敵もなくして所々命を末にせまりけらむにして川道にかくして今
いまきたりて後世の人とはなく寛永七年正月十九日大書院と
かりて叙爵して其後寛文元年六月廿日大坂の城番と成て西尾に居
して下さり もと一万石二万石にかゝり上総の流罪と云ひ西尾は有所に老中とも一万石三年の冬
頭をよろしく書役申されて身を明し寛文元年十二月朔日十年
罷りて辛酉より甲子の年まで西尾又は法によく延宝八年十一月八日
卿かわりて大坂の城番と成て法正寺にて甲子の年備正祥

甲府

参議源綱重卿ハ大猷院殿贈大相国家光公の御二男にてまします御母は
長松丸の御名なり慶安四年十月西尾氏の北と号して下たまふ承応二年
八月十二日従四位下左馬頭に任じ給ひ同三年十月廿七日正三位の
左中将にのぼり給ひて寛文元年閏八月九日甲斐の国府中の
城をたまはりて地加へられ給ひ十五万石と同年十二月廿八日参議に任じ
給ふ中将ハもとのごとく此年二十三になりて延宝六年九月十
四日に世をさり給ふ御年三十五御子綱豊卿と申すが
三位中将にのぼりて延宝六年十二月廿六日に叙任の年
ゆりて御諱字を下し給ひ綱豊卿と申奉る

館林

参議源御諱卿ハ大猷院殿第四の御男御童名
徳松丸君と申 慶安四年十月父君の遺命によりて拾萬石 承應二年
八月十二日従三位に叙し右馬頭になされ 同き十月七日正三位
右中将に任じ給ひけり 寛文元年閏八月九日上野の國館
林の城を給はりて拾萬石を加へられ 同き年十二月
廿八日参議に任じ給ふ 中将はもとのごとく 男女の御子二人
まします 御男子を徳松君と申しまつりける

藩翰譜 二

松平

秋元

紀伊守源泰朝は和泉入道殿十文字の末子佐渡守長朝六代の孫
なりしが若浦殿と申し又岩崎の七人衆にかぞへられし彦四郎
秋元の何に仕へけり秋元の松平とも申けるは浦にて紀父
紀伊守家廣中務大輔殿の嫡女を妻とし給ふ大綱と称
廣忠卿の御母小の方と酒井殿の御母 傳通院殿の御母申すは家廣後に嫁に
なりぬ年五十にて卒す岩清殿のわすれがたみとぞ聞えて
女子一人ありし中にも刈屋に送り遣しける 詳に於大の方御事にあり
其子紀伊守家忠の子紀伊守家嗣 酒井殿に随ひて下との

昌平坂學問所 淺草文庫 書籍館印

難しける者を以て信父の嗣に継しく天正十年の秋武田亡びし
織田殿より七郡を以て甲斐信濃の内にて所々信忠へ之を与へ七郎と
いふて七年十四歳（十三とも云 説非なり）酒井左衛門尉忠次に与へられ信濃国に
出し信濃の埴科郡を給ふ同十二年三月尾張小牧
にて家康秀吉と長久手に戦ひ時に十六歳にて進み
出て物頭の内一人にて返して戦ひに信濃の一番の
首取て浜川破の人家に入り浜川破の出しは十六にて太刀の疵
信濃七年十六歳の首を取りて手柄を立てし者なり
信濃にて御家の者ども等をもて落ちけるに兵に川に入る
ては今日の一番首の信濃に者は北にて刀れは感の川
とも不斜思ひ召れまいし後上總国の牛を給ふ（不知其実）
東の難しきに関東の大名を与へ長十六年の冬に叙爵し
元和四年播磨の国の城を給ふ（二万石 此時より元和四年まで本領と併せし也）
難しき功あるにより（播州年と云ふ）其後信濃守に寛永十二年十月六日に従四
位上の位を給ふ同十八年正月十七日に卒す嫡子
若狭守康信父に継て（二万石）会津侍従秀勝の嫡孫康信
父の所領をもって（六千石を加へ）寛文十七年九月十日康信
ようやく備中の城に移り（三万六千石）慶安二年七月
以て丹波の福知山の城に移り（四万石）信濃守に任ず九年
九月十九日従五位下に叙し別に嫡子として信濃守正信
父の遺領をついて寛文十二年十一月に卒す
年四十五其嫡子主殿正信利は父の跡を継延宝四年十九歳

まで年は廿歳なりしにて今年九十余歳信蔭と世に伝へ給
蔭様所は典信の二男なり助十郎信房と一族安藤の勝
信の家を継しが後に信蔭の家を継き叙爵して
豊前守に任ず

松平　信綱

正綱は源右衛門和泉乃有度の守子源蔵人殿の（親忠之の次男）末弟
大河内右衛門尉代の孫之（世に伝ふ松平右衛門に云和泉介信光八の次男か　元祖の二男右衛門となり以て本家の旧記境須延加登記のちに不知文のとらし）右衛門の子大河内右衛門尉定三河国岩津にあて同国小夜
の木津に残り奉り屋に出て御所に小姓村と云ありて又信綱の
幼少にて伊豆の名を改めたり信綱に仕へ後に世に
信綱の松平となり申けり（世に八信綱に作り又は日記に信綱に作る）寛永十年六月九日
りたる定年し嫡子大坂并に将来徳川殿に仕へ以後三年
の岩間主中将殿に属て後金浮世を行ひたる其者として
中将長ち（の紀とあり）ものに永禄七年本家の居所の義
服乃報らしに将来当らのし戦に半度しして廿年以前好来

り嫡子伊丹上野の城をもむ其後ちかいひて義昭伊丹か子
清降と號すとはすて將軍浄海より就来て義昭か縁を諸将
にいふ故と退く若明の従りとおも忠昌の故より何ゆへく
多勢の中に九篭にてまし三月後三十余人挑を並へつゝ死
之將軍時に早く所をさりへんけり其子を殿外伊丹父子挑
兵部丞年十一曾て鶴の門渡り池川般に殺さしまいらす伊丹比方
に池川く鶴目の城也羽の古城と攻倒ることに落去後の城を両
りけて武田か名を防く三ろ名度く小房いく後世勝除の人
魏の時將軍の安害とをあく討死久其年三十九歳なり其
子ら殿州宍戸忠と号天正三年右内の城下の合戦より同じ
十八年出羽県とてあらまし——小をく慶この三ろ名将とさへん

此年將軍に仕へ奉りしに[illegible]武蔵国忠の城をまもりて福之年
三月十九日に筑前国上代の城を攻て又門司の城に
攻落す慶長五年八月越前佐久の城をまもりて上方に
多勢と戦ひ年二十七にて其子玄蕃に八千余人おさへ挑
て討死し其後此利とけるに忠が嫡子なりし父と共に死せず
時にいまだ又八郎とて將軍の御供して下川
佐とまつり慶長六年二月に浄海と號し兼て黒代お
侍の沙を任せし一万石同九年の冬叙爵し十七年十二月十六日
右内の城を攻めに忠利が中なと左九郎太一といふ將軍家に
仕へ奉り其後の名兼て號す時内藤某に申して給はりしの
將軍家に於て天下をまもりし名草の年まで入りける一門

ふのゝ陣を逃しハまつにもしくて年月をへけるにかうふに陣えりきして
父祖の志も死に後へきりのちていひりをらしよりの御中とに
遂よりまえうけ生年廿三才にてこうち死とそとけられる
姫京より左つゐあるとき人子あ孫く申代々酒川殿の出高し
出生死をと遁りし半數ハあさくおさしに家忠之子主殿頭忠利
寛永九年申の年三州吉田に移り其子主殿頭忠房十七年
七月十一日刈谷の城に移り給ふ慶安二年十二月廿八日丹波国
福知山の城に移り給ふ寛文九年六月八日肥前国島原の
城に移り給ふ 主殿頭忠房の嫡男 同き十二年八月十日安清殿御知行と
成し給ふ 此所の旧ハ主殿の日記せしを以て是ハ半多 略しておほきをとゝめけり

松平　能見

大隅守源重勝は和泉守信光の十の子次郎右衛門尉光親の
苗孫也光親はしめて三河国額田郡能見村に住せしより
其子孫能見の松平と申す光親の嗣次郎右衛門尉重親
実は信光の子に非す光親娘にめあはせて家嗣と為しけるとかや 其子又次郎右衛門尉重吉といふ永正
九年十三歳の時より師の伴に扈從して居たりしに
敵兵生村を襲ひ来りてとゝめく重吉口に橘兵士の壕
引て書く敵とゝ川て首をとる是清の松平源忠たる
これをみて大に感し是より直く先し仕ふるの後
安祥殿 清康公の御事 より酒井川殿まて三代に仕へ其ゝ御孫元
年三月六日 ... 川後にて守る ... 守紀の城を

於竜りし時遠州掛川今川殿の領なりしか、いとめてたく
其子に之をゆつりしか（此年十七ナリ）此家に人あまたにおさへ近くに住
とせし事吉忠ありしかともなきみなしに竟に一男殺害仕を城
として其のもの多く討死し終に滅ひとは城主も義元を
吉ら功と賞し其後右手の地を領す故に吉云名の古き
これは天正元年吊清三郎殿此賀の井初めにしに住吉
此兵陣り来らへて世を領せり（其の其是部ありしか）同時の面目
これにて（此年三月吊清三郎殿是此城とせしかと此事にて時の事は今や）
其七日八十三歳にして死せし其子大隅守を勝かすこれも父に
ならひ此割のゆかり其淋の其子にもゆるし慶長七年其ちに其
大書の地となる同八年雑賀に仕へし其後大隅守とは号せし

十七年十二月十二日上総介殿につかはれて先ひ知る雑賀に
三條の城をもいふ其路男清三郎に父大隅より補せられ大書地と
かより清須にて住ける上総介殿の此年より後の名を号す
うめられし元和三年下総国結城の城を領しは（二万石也）同じき
八年遠江国掛川殿の縁に移り平井の城主を後に是本
父は弥三元和八年山形の上山の縁に移り（此年は掛川ありしか後加増して慶長七年）
（の秋此年丹後守若狭国三万の城にて其行に人をへ移和泉と補て之く元和年中此若狭を其ゆへ入れる其月に記と云ふ和泉とは其の旅発して補しかり）
男子なりして小笠原右近大夫秀政の三男に（大作郎の外孫也）娘を
もらひて世話をし市正宗重と云へる事に従へて丹後守に
仰し寛永三年播磨国三万に移り（寛永三年の此年に城二年小蔵出中に越へ入）
此上山の城とは此より同九年十月十二日丹後国行王の地より移り

今とハ三方ヶ原と成けるにより三方ヶ原とも十四年清水の城を攻十八年十二月廿五日卒

し嫡子市正重利家を継き　継母ハ今川

元の家臣三方の城二ヶ所にて正保二年正月十一日卒利同母弟

勝の嫡子忠左衛門正元三年の十二月廿八日卒

出雲守源勝隆ハ長命なり大隅守重勝か五男なり慶長十八年

生まれ廿八日大番頭となり寛永十二年十二月に寺社奉行となり

奏者の事を兼ね同十六年上総国佐貫の地を領し一万五千石寛

文二年九月晦日従五位下として出雲と称す同六年二月

二日七十八歳にして卒す嫡子山城守尚勝家を継く実ハ品川越前

守備前守如か男なり貞享元年十二月寺社奉行奏者の

事を兼ぬ

松平　荻生

和泉守源乗元ハ徳川殿の五代の祖源蔵人殿（親忠）の長男

加賀守乗元の代の嫡孫ハ乗元よりはじめて三河国荻生の地

に住しけれハ世の人荻生の松平とそ申ける（荻生又大給に作る大給の下と）

記しるしも是源の氏の漢名にて書換て名乗けり　乗元ハ得しけん　其子左近将監乗正其子源二郎乗勝

其子和泉守親乗親乗ハ安祥殿の御孫（親乗の母ハ清康との姉）

徳川殿の御内にして名を得たり荻生の少用とハすへしとけ

親乗の事也けり（甲陽軍鑑に大給源五日記に源二郎と）其子左近将監真乗家乗を称

十二年の長篠川の城のたゝかひにけるしに秋城落て石川

日向守か加勢して討死と見えり同年十二月遠江国榛原郡の

地を給ひけり（二千貫）天正九年五月武田四郎勝頼か兵を出し

ことに首七十余切て訴ヶ間き十余年の其三千石にて卒し
二子あり和泉守忠宗を世継とし嫡男喜右衛門源二郎渡辺彼に
次郎を元服して門繕家督相続其の少用とて八天正十五年の秋
天正十八年小田原の陣に随ひ廿年上野国那波の地を
拝領一万石其後和泉守に任し実子なくして公の御前には吉田の城を守
り明年慶長六年正月武蔵国岩付の城を給ひ二万石領き
十九年二月十九日卒す七十三歳其子和泉守忠吉大坂
前後の陣にて各首をとり之を某にて訴ヶ寛永十五年
浜松城に移り三万石 同き十九年十二月十六日行年代殿れ
五万石 忠元とありしか又後その浜松の城を預け正保二年正月十六日
上野国館林の城に移り六万石 小徳上て慶安二年正月

廿六日卒す年六十一嫡子主殿頭忠清家を継き和泉守に
任す（六万石…）寛文元年七月八月三日下総国佐倉城を
拝領（六万石 明暦二年…）延宝六年正月廿二日肥前国唐津の城
に移り七万石 嫡男主殿頭忠能家督 寛文四年十二月十八日叙爵
嫡男源兵衛忠政を嗣子として和泉守忠春か二男兵部の名字を称
して石川と名のり（父忠春か祖父石川主殿頭忠通の…）慶安四年叙爵し（初名… 承応二年）
（…寛文三年 又…小性組）承応三年父卒して所領のうち六百石寛文
二年正月七日御書院番組の番頭となり同しき十二年小姓組
延宝二年十二月廿六日御用人に同しき七年七月十日父忠元の
職に補せられ所領の地加増あり（一万石となる）

松平　荻生

左近将監源盛重は加賀守泰親の後流、泰親の男泰正の
二男荻生の源蔵親清其子孫に近正といふ　和泉守家忠のみかたにしや
天正十二年酒川殿小田原陣にて桜井家へ参り戦ひ玉ひし
時源次郎近宗いまた幼少なりしかハ近正後代をたのみて家督を
ゆつり　然るに後の陣にてあ行方明也　八十三年十月石川伯耆守数
正尾張の城をさして参られ事ありし時近正か許へ使立て　味方にと
かたらひつゝ来れる事あれとも近正かへて従はす　兄の忠さき
嫡子新二郎一生　忠宗か侍二人附て酒川殿へ参らせけれし
とまり一生ハ忠しく源村の城にてあれたつきけれと中にも近正か
二世かきらすともかく仕へてしても子孫と申す酒川殿

近正が志をふかく感じ給ひて所刀を一生にも給はる其後
第宅に佩する所の時近正上野国にて三の余の地を給ひ石を
慶長五年の伏見の城にてうち死ありし
ときすでに近正男子二人嫡子若狭守一生二男主膳正吉
これ将監成重が父なり一生父につきて領地を申立て慶長
七年六月佐竹が秋田に移されし時一生水戸の城をあづかる
この所に残りし佐竹が家人ども謀反を企て此城を取
らんとす七月廿日に一生が者の内一人を搦捕て
拷問しけるに謀反の事ことごとく白状しける夜亥の時
より出逆忽ち一生を初として城をあづかる者ども
けるに事あらはれ…

数千人あつまりて河道を群馬場和泉等の張本人
をことごとく生捕てことごとく誅せられける明れば八年大河内
将軍の宣旨てかの地にて一生叙爵して若狭守に
任ず十三年六月一生卒去して
其子左近将監成重父が遺跡を継ぎ慶長十
二年に叙爵し大坂の陣にて首十二級を討つ元和三年
三河国西尾の城を賜る（二万石）同七年丹波国
亀山の城に移さる（二万二千石）同十年成重卒し子息大学
…
の後叙爵して右近将監に任じ万治元年豊後府内の城を

五ヶ所の采地 延宝四年二月廿七日従五位下に叙して和泉守と号ス

其子能登守[illegible]継て封を其弟にわかち父か譲をうく 二万二千石

紀伊守今年[illegible]服部[illegible]信政[illegible]台所を継ぐ

父ハ紀の内 弟ハ名の内

松平 桜井 附 内膳正忠広

内膳正源忠広ハ出雲守家広か二の男子内膳正信定

四代の孫なり 信定ハ三河国桜井に住して桜井の

松平と称しけり 信定ハ清康の姉に嫁ス 信定其子内膳正

清定其子監物家次 其子与一郎忠正 世々武功を顕し

忠正ハ弟と三河の中内長篠遠江の掛川 遠江の城川 遠江の浜川に於ける

合戦に於に不覚の名をとらん 天正六年七月十九日二十二歳にて

卒して忠正初め徳川殿の父同母の妹を迎へて忠広を設け

より徳川殿幕下に帰りて父の時上野国松山の城をたまひ一万石

慶長六年十二月浜松の城をたまハり廿年駿府に在て六月

十四日忽に自害して死す 年廿五世徳川家の[illegible]

播州の嫡流此時に至て絶て播州にも先祖
赤松家と称して御勘代とぞ申しとかや

有馬兄源太郎は監物の孫二男与二郎大炊二男之太
郎とも云二郎大炊死して後淀川殿の御伽として父の書院に
伊豆守法印有馬兄太郎元弁の子を請て 此二人の子内膳正玄蕃と 別名父同母の兄弟なり
是淀川殿の御母の妹也 又此二人の母也 請は浅井備前の妻となるなりし
伊豆守法印有馬初勘四郎とす中て
有井の家を従 別に嫡子 二男玄蕃 父太郎より家を請て弟東に
播り初而 附家二八幡山の地を領し 一万石 弟より京の地を
居濤の領地て 又大山の城をもち 又三原清水の城をもち
此年慶長六年の冬 領分の山の城にて玉氏を
今山一万石 今山二万石 今年二月 今年正月
明年の六年の春 淡松の城に移り 内膳正玄蕃
是はのち三万石と領せしとかや 十四年九月 家康に御供し 此年正の室に

酒宴して久留米在年氏の為にさし殺さる子息にいたりて
下氏は玄蕃嫡子大膳亮忠時となる弟東にめされ
武蔵国にて下氏玉氏公子成人の後元和八年上総国に住せて
播と玉氏一万石 寛永九年同中の城に移る 二万石 同十二年
地加玉氏 今石と云 十二年十二月廿二日掛川の城に移り 三万石
六年十二月信濃国飯山の城に移る 下氏本の廿年十二月十二日
辛氏六十九歳 一説に二月十二日辛氏と云ふ 飯山へ移りし 其子忠保
初め出て後 おちつ 寛永の日記城之儀にも 飯山へ移りて辛氏と載
これありし 其子遠江守忠親 父に継 其子飛騨守
忠保

松平　広井

信光は源信一ハ出雲守殿注親の末孫として広四郎利長也
子之利長三河国広井の城に住しけれハ其の人広井の松平と
いひけり天文九年六月六日利長駿河三河の人々と同く
安祥の城をせめ織田かの軍勢とたゝかひうち死す　其子
信一初め勘四郎といひ後三河国長沢の今職と初とし一生の
うち名将と言はれ中にも永禄六年一向宗徒の一揆起り乱に
信一三州二の丸方人にて軍庶く候ハ同十二年の秋織田
上総介殿将軍義昭に頼まれ京都に攻上るとて加勢の事
ありしより浅川殿の方人より其の表へ出兵し信一に
大将とぞ定めけり九月十日信一織田殿の御陣に供奉す

此時信長ハ近江の佐々木義賢か所領箕作の城をせめ
おとして是を始の小城ともあくる日まて人事いそかしく只
頭ハのかれすして既に観音寺の寺に逃入としておはしけれ共
信一ぶ勢一万人大手口城下に押寄急に攻落て城
中に込入けれハ叛ハちらぬくへて観音寺を打捨て甲賀に
落行ける

大久保彦左衛門か物語に ○ 按するに安土記に九月十二日
信長岩倉川の辺に陣し佐和山観音寺箕作二ツの城へ
押寄て佐久間か泉州井戸村ノ城を攻落し中ノ村に夜に入て攻落
まてよし信一ぶ事との由信長記にも見ゆる信一様ハ信長の子ノ信忠
太郎を後として信一ぶ先陣の事を催される信一忽に弁城を攻落
攻入て第二の城攻るへき申す死人残虜しけて近江坂本に事宜ひ夜に
入部城に攻入時に信一先陣のすとたつゝに名字を明日十二日信長信一を召しく
信一ハ所に見えくいへ男ら参をいひて足まいらす華の花腋ぬきて去いぬ
信一ぶ紋葵けれとも洒川勝に出おもしもくと陳つくへからすと紋とをしら
これよる桐とも紋を見候て信に行らし紋される八ヶ之とさし ○ 按するに安土記
本に信長の手より箕作とてあるべしとて書しハ様ぶの印とさへとて之さまて
時補の沢のたてく文れハ城とハ見えるのおとしへらふく信一か攻むハ大久保

ま付のへ送て死たし死されハ今に伝に至て知らん ○ 又此時信長洒川勝より
の出る物多くさりと恨ん文く信一か小男なると思ひおひしけれ信一見ると
かく此城へ攻落さる人ハ其場ぶしといひて先ちすに攻落しけるとも
やきて ○ 者らき城中ぶ信に箕作落させしと勘申部 信者とさる 者に
や信者ハ
信一か子と 頼て箕作落しけれ十八ヶ年の陣く途月に落て信長部
と入まひし小城内上法寺の鞍人に信一か中紀と古き是にし一ツ
とさいあやく多編小屋ひ前浅尾張の兵勢一ツ小谷川て信一か
陳小押寄て洒川ぶの人ゝてのれとかんて此上ハ力なし寄れ了
勢くしち死とふや是て浅井鉄砲薙刀を持ちて寄来る
敵と待こゝ勢ひハ小谷まて攻入て近付るのハかし城内夜討せ
すなくまいくさ中川さくらの根籍して家康のか勢こふつく者夜
も川ちゝの陣と同士ときよ事やりの信長か兵衆一人残す
信一か陣に向て矢をけ討その数をつくしけれとりのつて小

かゝへともに禄まし心の外にいりて主人ハ前子数くなく近
来ハ信長公に随つて其後いかに信一人を度笠原の城攻落
し又今日の復籍と共川めされて程君か帰りやうにいふせ
いとちいさき人をはれて澄てたきりけれと感しあいしと
に斜ならて暇を請て出生してゝ帰されけり元亀元年の秋
森山城内の加勢しにて名ありし姉川做宮東小備りましにて
上野国府川の紀とて敗しけり 或一説籠城とも云 関ヶ原の戦にハ
宮東にて江戸勢の城とて鳴海慶長六年二月筒井
国吉浦の城をもひ 廿年の年にはりけり慶長十三年 伊賀守に注し同七年六月
筒井の伊行当国に移されて八王の城をとりて廿年
ちりト旬かり来年三月しはまりけり信一頃く卒して後

信つり卒をし年月未考に 伊賀の筒井の城を卒て後とみや世りけりかみや
安房守信良継て二代目藤井の… 男之信
男子ありけれハ各のの娘にあはせて藩とし勘右衛門と名けり
伊行也備されし筒井の府中の城とも又父より川て
江戸藩の様とてる慶長八年叙爵し信一卒て子と継伊賀守
大坂の合戦しにそん和泉国岸和田の城に加増し
後大坂小石迄て今の里の要害とする 明ケ年に備
の城に来りしか森山合戦して後飯盛の辺に陣とれ御領
の 大坂にて也の戦にし首共一切て討
元和三年上野国高崎城に移り寛永年丹波の笹山の
城に移され同七年卒して嫡子山城守大国法た国をし

慶長十四年将軍家の命によりて元服し出羽守と称す父の
遺跡を継寛永二年七月四日播磨国明石城に移り[二万石を加へ 都合七万石]
領す万治二年二月廿日卒す年六十八法名子世
し二男日向守信之父の遺領を継[六万八千石二千石は 弟忠晴に分つ]延宝七年十一月廿日
大和国郡山の城に移り[八万石]
伊賀守源忠晴ハ伊賀守信之の二男なり寛永十四年父忠国と同く
将軍家の仰をうけて元服し伊賀守と称す元和元年四月十
吉数宮附し寛永九年四月八日少林院の書院にて目見え
年九月廿六日大番頭に列す慶安元年九月九日丹後国
亀山の城を給ふ[八万石 八千石]寛文七年五月九日遠江国掛川と同
月九年六月廿六日年七十二二男宗蒿院ゟ朔日より従ふて後伊賀守
しは忠

松平　長澤

大炊頭源正綱ハ和泉守殿の嫡子甚右衛門久親の後胤甚太郎
正次の子[これを長澤の松平といふ 一説に久親ハ信元の甥なりといふ]実ハ大河内金兵衛秀綱が二男
遠江殿の仰にて正次の世継となりし也秀綱と申ハ源之
信光が牧野の源源太郎安綱の二男大河内源三郎政綱
末裔に之信貞ハ年十にして後の家の承事とて時牧野氏綱
討死の後源三郎政綱年二十にして母と共に中小
隠しく居住せり大河内と名乗り三河吉田の郎
大河内といふ事より後源三郎政綱の後大河内源三郎と名のり
是より子孫三河国に住居し今大炊頭秀綱ハ政綱より十代の孫と
申しけり秀綱遠江殿に仕へまいらせ遠江国稗原の地を領し

乃其の後佛光と云ふ者ありしか正綱ハ十七歳より徳川殿に近く召
仕ハれしかハ其側とをはなれすして（近習出頭人なと云ひし）慶長十年寛永にいたる迄
随ひ同八年三月叙爵し大坂両度の戦にも大御所に
供奉しきこしめして大御所薨し後右大臣家の御時に
至て三代に仕へまつりて凡天下租税の吏務貢賦の沽解と
諸さとの寄割の職を取て務る事一年の滝沼か寛永
十九年三月十三日始く勘定所より其職を止られて伊丹播磨守
康勝酒井紀伊守忠吉杉浦内蔵允正友なと三人に譲りさせ給ふ
しめらる是正綱か年来一人して司とりし所也（これ寛永の比なるへし）
かく務ることは正綱か晩年に伊丹播磨守と二人して年をわたりしとそ又
諸役人共に由勘定頭の下にもしめ給ひ交替ありて二人とのみし也
かくかく風雅年去の労を積へるかしに忠勤ありし半も

屡く少々も不所領多知りし（相模国甘縄をはしめ本国に二万石の地）慶安元年
六月十日卒す其子佐渡守利綱備前守隆綱に父の所領を分
てあたへ佐渡守利綱ほとなく卒し備前守隆綱にと徳一万石二年
二月十日五十歳の年とこそけれ
伊豆守信綱ハ慶長より正綱か子実ハ大河内金兵衛
佛光か孫金兵衛久綱か嫡男なりしを正綱子とし慶長九年
七月右大臣家御誕生ありし時信綱ハ九つにて若君の
御かたへ人なさり　信綱幼名を長四郎といふ或時に若君大殿の御庭の前の
堀に雀の巣ありしとこそきこえし由をもて
わしうにも玉ひ長四郎にとて年にもよらす長四郎十七歳の時なれハ小ちかもいふ
ましきとて中を辞しけれハ重ハわとこさく我ひかう年もとり父巣をひし不
能見急て日竟てこそさい乃房の前にの入りかしさに悉く行て立へしかとれハ
有きくはさ高きもいかかさて池そうてもいふ也ましさふ下にんへくのかしへしなハ
ちからをくり竟なれハこそさいの房まりしてはしひとへく行て取くは渡殿の前に
立てしふへとなしに縁様して此辞の回へ出むと在り出でて此方へて深ふまり

あけ玉へハ御前ふ於てほとくおほせ玉ひ御後見られ最後ふしたかひ可申旨仰ける不
其御心ふ召おほしく幽居何しふ家ふハ来りてつとし御尋ありし御身の重け御飯の為
の形眼ふ霍乱の子ゟみなりてなかゝふ久しく煩ひ打ちしにわりふ来て仰とも申ぬ笑
ふりやしかのましうんふ忍ふし猶かなへりみそといふろしく御所桐雨御れ大ま歳ゟ玉ひも
まつしのやをし久しふかりし此おのまゝ事の中を是の御ふやさ玉ひ御ゆるして
年比ふも御好み欲られと仰をもて大猷院殿の御ゆるしいふまて御とゆるしふ封し
玉ひ檀ふりけさや玉ひ事の中ふ存させやさしらん猶ハ行をもふくてゆくへと仰られ
彼御ふ承ひ中ふ事をもめのこゝし夜をもすき明てつ其の御夜ふおきもかふ御意ふハ
まつ御くさせ玉ひく彼かいとけなれ先その身の気しさとくりまれ行衛代の
御くとやさしら事と思くなり玉ひ此房までちに仰をそ胡られいふかく上れ
かくようて御りて又御事つうふえのかくふねいを御て意をかふ事の不足ともなく
いふやむ玉ひ又御枯四ゟしくりと御ひふ彼とくれ御意ふ御仮をもしかハさふハ
向後の事といかにしてきよし仰て御ゆめし是御事ふ御意ふふ向を玉ひ彼か今
の御まて生るさしんしハ行ゑ代後の為ふ是怨たるきし先居とそ仰ふんなのさと頌介
賜をも玉ひし元和九年七月大猷院殿御将軍宣旨の時従五位下伊豆守叙爵し
とかうり
信綱ちにかさりけ此年十二月御小姓組の番頭ふ召され寛永十年
五月三日同老中の職ふ加へられ同十二月九日武蔵国忍の城を玉ふ
二万石を加へられて三万石と成る
十二年七月廿九日従四位下十月廿一日下総加へ
玉ひ四千石を加へられ都合三万石とはれて此月御小姓組の番頭を免れて御ひ
御前の機密の事を預かり、御老中と同じく御政事にあづかる事を命ぜられて両国
西国の軍を御撰しく攻られも城落て御使に指添られ天草を攻と事
明る十五年正月元日重昌討死す同さ四日総攻撃と申て二
月廿八日城を落し三万七千余人の首を切りけ凡九州の事を能治
治して同四月寛永ふ帰り同十六年正月五日河越の城に移り
下総に居しふ不移 十四年十月御使に遣子正保に年まて不
絶と加へ玉ひ 七万五千石と成 寛文二年二月廿六日卒去して卒
けくのゆ敷ありしことも世の人ゆう事いふといわ敬て其仕へたるをことも
天下のため御下知事られハ議ふ一そもふたらはなからすなめ正しく居ふかれさ玉
ひ御家光ふいわらい御幼稚の時ふ居る官ふの御時ハ玉とも強とも玉ひ孫とも伝をもの
しかし御ましき年月ふ年ふ死して万代ふおく御ふ一事みまかくていくく
玉ふの功ともうくさめたふ伝ふたりとも御ふる人中とりとも其人もそうるゝもちう
かく伝へたりとも其いとけなく口を玉ひも今ふ至て功労ある人ふ

忠貴あらば事あらんにも人へ忠貴と云ふ人へ必ず事を為すも又偽る人は君ハいさ
勿論のことなり其是皆権謀にて危うきにおよびて何の心ぞとの
権しやすくなれどもんにハ昔とも其志の道を知るにハ好みて恨と思ふ心を持ちぬも
此等の事に恐るるとよりも深くからしむるなり人へ云ふ此
てあらん事ハ雪いるをいふ風雅しからず其一つ天下の大名の代々を尽くしてする所なり
とけ付くいふことしく小関なり是二つ此世のならひハ一般し死充の事
乃く弥におこる是三つ事にも明際の大身に至る城郭をもつ大名ノ民をく
是に所有事ハ御もへ入りすも偽へきを又誠の世にも其へ分にすて右年の
逆徒切支丹等を起してを北より書を記す人をもあつし事も其宅ハいふなり我にハ
好からしと上中下の者も其例からいふに時候の世ちに京都事をに皆其
にと得て忠死せずしてあらむにおきてもいしにかゝりて世をなす事とも八
されいしへの名将賢臣にも忠臣政にくきもれを其れも権謀の人と成ハ変
しけてそ行われたりされとも其しろうりも知らぬもりも信綱一人のそへなりし続に
世をいひし事ハこれあらしありふ名誉のいふなり

嫡子甲斐守輝綱年十九歳父に従て清原に赴く信綱に
不幸く悪く割し其ハ帰て後へハ 城落んとせし時輝綱ハ落ると見て城に向ふ数人従ふ
いふり是上肩に当る矢を受て抑へ出ふむ是上を見て居るの弟を見るにさなり
伴是を見て家来の中代りとして向ひをむかし小ふく流矢と功をいふにさへ
うんとあるのりのまゝを見れかしく割しむ不心ゆして忠胃の内芽として乃くぬけ
けてきんとゆくりみ忠人ありもしも乃く忠慶そのあまつへ走へしとの
内入に其々いゝてありて居て川辺に輝綱其もいれ其てるにて其上は人と其しかく
其上胃ぬきとり首をかゝしか一挙り首のゆるさん弟とハ家来しむんす財の人へハん
其事やうに首ともふ其てのちの力にすらやうになしとひく許すにるの沢いへし
つひちあて味方との陣にまいりし人へは輝綱是に其ちて輝綱家の名なりりし
是より不為之ちう所の右衛門へとい其め
めへ人にハかくてそ伺ふめと感そし事ことし 其後父信綱の列に召加へられし父卒

して後家督を継寛文十一年十二月十二日年五十二にして卒

ちえの名を嗜て凡武藝の事にしくもし弓子銃炮にも其不をあそ学りを
飼ひ馴ゆかりるもをとし一流に仕へて扉
ニ割強しかにねハなしされハ世をて深胃より初てくるる物具にを着そて甲斐守の
中しそて武士の手本とするものなりて戦場にのそめるとハ身に付くつ度も
ころ名のなきいへの影りて
すやされしもそくなりに孫 其嫡子伊豆守信輝継く

藩翰譜 三

水野

日向守源勝成ハ右衛門大夫忠政の孫にて和泉守忠守の嫡男也
先祖を遠く尋ぬれハ清和天皇の御すゑ鎮守府将軍源満
政の後多田満仲の弟後流とそすゑとける満政の子清重ら忠重（一に作る 忠宗とも云）
其子駿河守定家其子佐渡の源忠重実父ハ八島の冠者とも
いへし左の白河院の御時武者所の日之ま（丞）とよはれし其一人とそ
成りて子孫あ遠尾張国浦野といふ所に住しけれハ後に
浦野四郎と名のり源義家朝臣の御弟其子三郎房同じ小
河といふ所に住り小河の三郎と名のりぬ小河が子孫雅経
つ附水野尾張国智多郡英比郷小河村の地頭職にありける文永元年

八月に卒せらる父は又三郎某と云、いひて天福年中に源氏と云し これより出て此所の地頭して 雅頼の子 和泉守二郎
雅綱の子和泉守流雅は其の孫子 和泉守の九代は元亨の頃の人なり 又次郎某か時 故ありて足利殿
に属しけり 是は前数書と記し 其功を賞せらる 又次郎は刈谷 あさ又和泉守と云 其後水野と云へり
これより子孫 此子孫又六代の後忠政と云 蔵人貞守か時 門に水野と云へり
伊勢に住しかは 故ありて水野と名のる 右衛門大夫忠政は此貞守
の孫なり 貞守の子右京亮清忠 勝成と云ふ 和泉守某 初名一郎 忠政の時まては
三河国刈屋城と小川城とにかはるかはる嫡子下野守信元
して小河の城を守らしむ 天文十年 忠政の娘を岡崎殿へ参らせ
られし 後に伝通院殿の御事 明る十一年十二月廿六日徳川殿とそ申けり
十三年七月十二日 忠政卒しけれは 嫡子信元其外と協して駿河
国今川殿に中たかひて 尾張の織田備後守に心を通せられ

岡崎殿は元より今川の方人にて 信元の所行をやむことなく怒り
思ひて此の方を送りかへされしかは程なく離別ありけ
りし 岡崎殿しもの後 徳川殿は故人の後みなしなり而男多れと
下野守との不和をや思れし 和泉守忠重 此時藤九郎と云 信元は
今弟と云へとも元来の中悪不快して讐敵となりて
つひに刈谷を出て 永禄六年の冬一向一揆の乱に難き
事ありて徳川殿の為に異見の外大事にかかはりて此処を去り
打越又先に立て出しくせ参りて戦ひ功を立
小河よりは 此時忠重は石川新九郎と云ふ 其後は大久保忠世と共に これよりして伊勢徳川殿に
ありし事のさためとかけ玉ひしに 天正三年の冬
信元うられ玉ひし 後同き八年九月廿六日累代の地をたまはるとて

川尻の城にハ織田殿より大守に預り給ひしかとも
浅川殿の御外男なりけれは殊に恩謝もありし其後川尻ハ
信長の御従ひ小遊て界をうけしか或ハ浅川殿の大将として公儀に
織田殿しもまいり年をかさねて大かた甲斐人の古国府にし
陣とりて小牧の勢をしりぞけ信雄秀吉申なりけて軍記
時に大守ハ父子小田原のうちに星崎の城を攻ありし小牧の陣に
三月ハ川にて長湫にせまり給ひ堀江の城をも攻させられし十月秀吉
伊勢へ発向ありて大守ハ其まゝ一勢をもつて多勢にあたり給ひ
兵を隔て陣を張り其勢にてかくして秀吉帝名に入と議ほ
まいりて後関白に任じ給ひしに帝名ありてのかまへハ又年比の武
勇を感しましハ石川出雲守を用ひて諸大名とも移りけるに

大守関白に入魂ありけれハいかなる事にや石川出雲守をまねきてハ御旗本の事
こまれと一所に越前守となりてうけ給りしかれハ御旗本をはなれしく二方に
条々ありし 天正十六年七月廿日豊臣の姓賜て叙爵有 此比より叙爵ノ総名ノ
申されし其ゆかりに此大守ハ浅川殿をもつて御上洛の時大守ハ信濃守
叙爵して姓を賜ふといへとも浅川殿の後見のやうに録ふ少なし
能紫ハ小田原北の陣くるしらされハ天正十八年の秋石田北の名紀
して初の日胖謝ありして加く其孫八郎秀盛ハ
死に年二十歳にて学文し嫡子なれハ日向守勝成に従ふ
勝成帝名に四国松山にて年十五歳の時有る石仲の城攻をはしめ
しに其川にて捨とも川くろ名ありしそのもの芸に肯きらかて
誠ら従ふ甲斐と従ひてはかり給ひ此書従ひ感ちなきぬ人にして
度十郎と名のり甲斐の古国府の城ところて同庭の何某と
小川星崎の城を攻しかも父と共に守りし長湫の合戦にも

りたつ者の首をとり府中三人にも首首をもて御前へまいり
ましに池川殿出感ありしかば次の日に川にて首とり年三つ
一　そのちかれの城にてとも又大盤江の城の城戸口にて六方瀧川
左近将監一益と戦ふに戦に勝成名を知して褒美を給りける
くかなししかは敵かちたちにて甲首をとて又次の日にもしよ
あふしと二千にかかりけるを名高くにありてひとしくしかし
けしきを人にくく父の心にかなはずして刈屋の浦と云所に身
立退きと名付　常に何りは勝成ゆかりて和泉守殿の御前の頃人と云く我も
わり小の嫡子にて小河の中川らりくに　うかれは父の本もし
むりんとする事とし我りのくかのまもにも入つかくは我につかへさし身もし
ゆふひやうれくかのまらりやもすれは我かりかさ自に合語まいらせ負つをも
怪かれ両様にあるくいりかともいくらいもさ川とよいふす通しと斯りしかは
いりて御をれうむさしゆへき待りおりし大坂の陣のとりさらし小まかりしと我
おりつとりふしいりのてかすに非す君の陣とりめしけ候りんとそくりて奈へ
とみゆゆかれいりもしてつ度大坂りゆ由りしかくゆかにもむひあいちのくちハ
いくらひも御にこさり川にておりふす通りさしりしとやのれハ勝成天下にいりて
やあふ殿とやりすへきわしとふふハかのもとにりくいふつき中もいひも御へをさらいち
おとしてすてにまのちち親父のりしさ日と心ていろしりふん勝成やく
けにしてして我ましいるひさふまし年つくりつれとかりひ刈屋とふけおし
とりふ天正十八年小園白殿御朱印にひりひまいし附肥後国を
りて　卯の年関論しくへちきらて
肥後へ自きまししふかまと小や　佐々陸奥守成政りふに役人て
國人おり乱起しにおくの御にこる名し成政わろかしのち
小西摂津守行長りふに役人　いまたおさめ
かしことをして　いまたおさめ
加藤主計頭清正りふに由をてつりふ　いまたおさめ
又こてともさりて
にかえも人とより
いふ　豊前国き由紀黒田甲斐守長政につかふ
いまたおさめ
長政知りふて大坂くよりとて勝成をめし帆柏におさふりへる滝
みけといひしかは勝成おりしやしいりに色ハ寺けくとも加る里さふ
りれきしくきの志まなとなしるこあの橋きのかりり年ありへしや

去勝成の事は人のみとゝろ川でかれとも浮らんもさすか
口惜しとおもひ出して己ちの名川て帆縄をさゝえておもひ
かく御事いふ人豆に往ろ人ゝり兼れしとそての夜船の
つきふ西よりちよりかくかしく只織田も九国の地も皆たゝ
すむ色さ西なりれは備中の国にかくれすむ 付後勝成宗に仰て名をくて毛利のふん備中
国の住人三村紀伊守として三好石と勝ちし人のふして田舎にて十八石の禄をうけてつふ
けれとも子息兵作守とハすくなりし之に後に田の長にかりて三村のふみに様依の
事ゆへ巻膳なりて茶をいまふとゆりかけ母の人もりいかよりにふ勝成さする
むかしのおもひもおらましゆゑれいかりもしとての話ちやとおもひ出れハ茶ハ川ゝ
意坊さちりすそりてまとほり舞ておこしとりなさけふて神にも両茶ハ母ゝれといひ
しにけ意坊これいふく人母の人々に語りそゆかことらにまいらんとゆき
色ゝとはいふさまハ世をれ然にこりてかくそ今ぬれといひなってはまいらせても
これす勝成緒方の男の家に聟合の約してそちそ人とはとものゆといふ意坊
りかくとよふつてかくも後の様ともわりわかりしやといひけるに勝成大ふ
いか川で天のまゐらふかとそてそいとにて川くいろ人ののことをつふかりし
去ふ見てそれんすゐとしは浄ふせきくふちおて様意坊か弟の事とかりて
ゆるこころうとてそて一刀りき川てすて后としてのかりしとふかりり

去りとよりて後の方に経をしに大坂首ゆ人は津川殿の住兄住館
被色しとそて後中後外りゝての外に旁動されおもひしゐに
参りゆふ事なり事を人の手をと爰に入て住館に参り
津川殿帰りを参ふしなくめてしくれ去りとてかやせともかたまへハ
めされ出れと和泉守殿いかなる事ゆへも勝成若侍と通し
落りく色さ浪にゆくしと割しまひしりあさまり津川殿山崎
備前守殿と出として 左衛門様とかりまし 和泉守殿へいろく心
旨ゆりしかハ父の名もつけて対面をゆるされて又津川殿にも
めされれ 石人様なとおもひしまし 福島津川殿奥の令津にむかへもまふ宗
勝成侍なりとてゆりそれぞれ少て和泉守殿の事ゆりしかハ
勝成と中山の侍をめしいそ此上川て刈谷の城まうへしと

ゆへしに勝盛御前にてわかれをきりかなしみ父のなけきいふはかり
なりしに身なく今さらにふ子細ならね勝盛にそむくへきにあらすとゆるすまじき
なてゆとかく給さふハとて和泉か度の上人をたのみて勝盛の命を乞
ころされへきよしかの御書にてかくしたかひ勝盛これと申しけれ
ハ川にて家康を催し大坂にそむかぬ事家康四に存けるゆへさて
増田の五城ともに川にて増田右衛門尉とたてられし大和の郡山城を預て
はあひたりけ後川ゟ城を取し（ここにて之一年かへられしとなり）慶長十八年
後に伏下り同らんにまかれ同十九年の冬に大坂に入ひかとも城とせめ
明けて元和元年の夏大和路の先陣とうけ給りて大和国の兵共
ともきなそれひかし（元和の頃には藤堂和泉守高虎大和国の兵を以てともかく勝成……）
御下にして五月六日の合戦にかいひれの先陣しちやかて首ゆまき

川にて長門守の先陣に参りしかハ其感の御とる申けれハ七日
天王寺の敵とうけ申に川にて父子二手にわかれて（子息ハ家臣ら御供申し）
進みかゝるを追ひちらし勝盛かうちにて明石掃部助とうちまじへ
さんに城中にせめ入一番に旗をたてようとき首九十七討捕て
討ちしちすてハ様とうかれ三かれとも長門守勝盛か婿なれはと
仰せりけれハ今度親して勝盛めしとて一方の大将を給る上ハ
城へかへりてむりしの事とて川かのさる名をとらんとあかりひろと
いひしふにふの人数に明石掃部助の陣に入ひかとも渡と
長門にて長門さんにけ敵の兵にいとましあひし二人とハ進ちかひ二人か
首とてきりかくして御とさらにきてかくれうつしきしゆる
すひと候ちてあかくい其陣の先へと御下りし如にて候かる此

りのこもれたるなくしも正慶にゆづりて事とゝのへされとけ年七月
すゞろ和国坂山の城を治めしは人々の夜の動きをとゞめ給へしより
六万石元和八年に西海道の鎮守のため備後の福山の地をたまひ城
新に築て備ふ十万 寛永三年の秋従四位下叙し同十四年
肥前国有馬郡の賊徒起りし時に遠江し此度として板倉
内膳正重昌此命にて九州の軍勢を引きいゐて攻られとも
城をうばひ城に籠りしかばちからおとりけまし加ふ福く松平信綱従ひ
とかくしたげらるゝ明る十五年正月元日重昌うち死すなにとしめ
将軍家に従ひ信綱と下されし日向守勝成父子ともにかゝはりし
がまふ父子むかはまんとおもひしに遠攻にせよと申して急ぐべく
すゝみしにもゆるしあらず従ひて軍ともめて勝
成りあらそひて勝成すゝみて日数へて二月廿八日にせめつきさ
りけり同廿八日より信綱に頼みけて軍勢定ず
有田左門助すゝみて鉄砲とりしかてはしにはあらい
りせんとて出しさすに諸てめぐらし城を攻めんとせしとそ
せく遠攻にして城中粮尽るを待ちておとしやすく落らんと
さいふよりけり信綱勝成に命じ日向守父の手勢取てゆるし
しかば今は天下一統の世となりて此比京に刀狩はなけんものの
一人もれしなくそのおそれある者もなく従ふともおさへ給ひしか
して名にしおふ有馬のたて人々所々ありしに三万の城とかく
さて城をひらきしに此城と申すは古より名高き此城とて勝
成りこの付清西の流浪の者共が勢ひ攻入て

士のいのちを武田殿にあつけしかりし事謀にはのせとに
御陣大川ともに此の粮つき人ちと大川へいひしに
勝盛もしも此へ出てかくしう同氏にて今度遠路にて
出勢のしや路ハはかよき謀を申して早にくはへ城の奴原
り来し小とりにかね川て百日ほとたよりなくてこもり
粮料も失ひ稀もなくつきたるにいりとも浅名にかとり
さのとまり出へきたて河下攻にせめ中河にてすてられへしとい
ひしにさハせあらうへきに定ありしに付細川讃岐守大利満信
行浅勝蔵一同にすゝみ大利勝蔵の陣をうしに不立得
小城遺き不なり二三の城とかく川城くりより攻寄にて
尺余を入ひかん人て出勢一同に時の声をあげ力をくへて

敵ゆへしとそるくらう陣中の人皆ほすけに至へし御
勝盛かうけたらりりかりて此城をたて二ヶ月にく攻かゝしハ
人々と大利勝蔵の法名をそ申しりくへけれ誰か又大将の陽
まゆ川あつり中にほやふ是尺て居もへき勝盛が首に
ハ出へともひかし大将不を随ひをて十一騎にく軍勢しか
此年にあらそて大小の職威を申来度々の人々し
こえかり来ハ河に稀とも又人に出されしりしも河にいそんや
まい時もりけふ川にゝ鶏軍しかために付にゝゆく
人切をゆふとひゆゑハ軍勢多くこられけ風しくえゐ
将軍の御中も云しいせそもしつ陣を加えて城を攻ヶ来みて
りくのちかひと一川出てハかかりよは事加編へりしに軍の評定ハ

竹河宗とい(ふ)者ありてなへよしとりのはなしは卿より渡辺宗度
遊討の時渡して西下向あるへしは勝成存すり示けるしの大将
け人とこそ存すまし彼西下知けれは事いりてこそむきいやすへき
老人の申たる頼もしく子息美作守父か代官としてこれをまて
西下の御定一変のうち西下知てかまへて御かしかり急し けれ
美作守と申す男もよりける時大坂の冬陣にめしくせられ
宗の申しとも入へかりのさのしきも曹ともも存すまし(か)い方
やすかいくしとて庄と立てそかりかる其日の評定には未八
日とんな諸手一同の城とせめやかりへき日にさくしめらるかたへ
共方の組人えよく渡辺の陣にかへりる満陣すそに城中に
攻入りとしとに福つそかへしと諸手一同にささして手へは上をまへと

おしめく勝成はおのの陣にあつててすこしもさはかす良勢
卒と同異して子息美作守父子か渡辺の陣より帰る残
侍くさとりけさも本城に攻入て一番に旗をそたて
けり明暦は十六年渡辺乃尽して家督を号し年八十
八歳にて寛永二年三月十五日に卒去美作守勝俊勝成男
十七歳にて父ともに大坂にしてしるしを多く得し小座頭の
人数に十八歳にて名し明日寛永かしらやかろし
の多勢とりけやかて進つ見し川原とに天満の川を
渡りにて首数まいしちよりも寛永十五年の春父と
ともに嶋の城とせめやかりて一番に旗をとり同十九年に
渡辺家宗を相続し明暦元年十二月廿日卒年八十八にて卒

其子日向守勝定ちしめ御前にて仰せし祖父と父と共にさき
りし川にて有馬の城を攻しときに年若にして少明暦元年
二月廿八日日向守になりけり寛文二年十月廿九日二十八歳にて
卒其子民部勝慶継ぐ のちに日向守
隼人正源左衛門は和泉守の末子也慶長七年ニ生
大納言殿に 名遊院殿 の御伴し 仕奉られ御書院番頭となり叙爵して
御奏者の番と兼ね大炊頭になる又の右衛門守の人となり
御奏者左衛門守の人となる又も明暦元年に右京にせし
年なりもろの人とともに五ケさんとこそせしと申すこし
すゝみ致しけるにあるへき人りもうち死の人とおもひけるさき
さきは其後功をゆるさるへし中年に又大御所の上意
断とてゆるされりけり同き二年正月十二日大御所御遺例に従い
兄なりける左衛門とあされ故父祖の年とも御書されて累代の旧領
三河国刈屋城とそ賜りける其二万石寛永九年七月十二日同国吉田
の城を賜りける二万石同十三年十月十七日加増 四万石余と 同十九年
九月廿六日信濃国松本の城を賜りける七万石左衛門卒 嫡子
出羽守大蔵少輔をはしく承応元年正月廿六日大蔵内匠帯刀
大輔其後丹後守光幸と称す当代にて丹後の城を守る人々
と御あされこれとかりの 御城代と云 大蔵の守りしとなりける同三年に
至りゆるされ万治元年より二年に至り三度寛文元年より
二年にいたる同八年六月廿六日卒す六十二歳其子中務
少輔大膳亮と改む寛文十年に隼人正となりける

監物源忠元ハ右衛門大夫忠政の四男藤十郎忠守の二男なり

忠元年十四にして大相國に（左衛門督殿の御事也）近侍し御納戸役と

なりて（同氏ハ小姓）御庭方組の番頭に至り十八歳の時病に

およそ三歳を常にして大坂御陣の時供奉し後ゆゑにて大相國西

城へ侍りけるがすでに付属し御側に伺候し（御近習出頭人なりといひし）

御書院番頭を兼ね後に少年と記して岩槻山川の地を領

せり（正保ハいりかしこ[illegible]）文辛卯年月[illegible]男子二人嫡子監物忠善二男織

部正久といひし后監物忠善に父の後を襲ぐ寛永七

年十二月十六日叙爵し同十二年十二月廿二日駿河国田中

城を賜ふ（四万石といふ）十九年九月十六日三河国吉田城に移り（四万石）

正保二年正月十二日同国岡崎城に移り（五万石）六年四月廿四日延宝

四年八月廿九日卒し其男右衛門大夫忠春父の跡を継ぐ（[illegible]）

（さきに承応三年十二月叙爵し）

松平 久松 附り 陣屋守定政

因幡守源康元ハ初ハ勝元 久松佐渡守俊勝男徳川殿に異父同母の御弟なりし 尾張の守護斯波の被官久松弥三郎か菅原道定をはしめて当国智多郡阿古居の庄を領す 菅原ハ北野聖廟の御すゑ 字ハ久松麿と申せし人 甘南備に流されし時 道真公のこころにかなひし者の者とも やかて久松殿と申しける子孫とそ 道定より六代左京進定氏一人の女子とも ちかふ所なりける男子なし 一族多郡大府源満貞か 一説ニ三河国の佐々木氏の孫也 二男次郎弥三郎詮定に嫁はせて 聞こえ佐渡守 俊勝ハ此詮定か五代の末孫なり 俊勝はしめ弥九郎といふ 男子一人ともうけて妻とうしなひ 徳川殿の御母上 於大

よりまゐらせて御子(?)を産み参らせ給ふ 御母后の御子男子三人ともあり 永禄三年三月徳川殿今川の為に名をあらため 尾張にて御母上にまみえ給ひし 御母后ハ御家人の子息と申して元康公の御弟とし 松平と御名の下をたまはる 此三人のうちの康元ハ御弟として 此年三河国山中医王山の要害を攻られ 俊勝も城をもちて守る 御身にて此城のあとはれは 俊勝の嫡子三郎五郎勝元と初名 康元 弟は三郎四郎

佐渡殿家おさめてむかしはおもてにかゝりし法度とて天正三年
十二月水野下野守（信元）武田の四郎とこゝろかよはせられけり
とて誅せらるべきよし信長の命によりて徳川殿が
手くだりして大浜にて信元を誅せらる俊勝大
きにいかりつきかゝる事もなくて信元むほんうしなはせ
しまゝのしんさくよ世の人事みきりし事もありしとて
徳川殿をふかくうらみ申しつゝいつくしかりけれ（俊勝卒去の年月日とも知れず）
（ひふすいはさきさうん）三郎太郎勝元は津家と称し松平周防守康元
とはなれまいらせし（康元とあらため摂津の城とまはりしといふ／しなれりつまはいかりける年とえたり）天正十八年
関東に下り下総国関宿の城を給はる（二万石）十九年下総
の地加へまいられ（関宿のかはりにて二万石くらゐ／いまにてはけらるゝとぞ）慶長六年の秋[illegible]へかへる

むねのもとに上方の城の[illegible]やむなくも江戸にて江戸の城
にとゞまる同八年八月十四日卒す六十二才になる嫡子[illegible]
忠良家をつぎ大垣の父跡をつぎ慶長十年にて江戸にて請ふ元和
二年美濃国大垣の城に移り（五万石）寛永元年忠良卒して
その男周防守忠憲ばく信濃国小諸の城にうつる[illegible]
年に卒し川さきにて忌ありしを明暦二年正
月廿八日今の松平[illegible]良尚別に伊勢国長島の城を給ひ（一万石）
宗家安芸太郎信濃守摂津の地を知る（一万石）子良尚成人して伝
続ゆへに信濃の嫡子信濃守良品を世嗣とし二男長門守元尚
といふ男女の子多し（其の家絶へて後いかれひとつ／ふくれしとぞ）
左少将兼源定勝は俊勝の三男也初三郎四郎と

中にも〔初名を頼将と称す　のちに頼宣〕慶長十二年の冬に尾張の徳川殿の御子と
成給ひしより常陸へ下らせ給ひしかは人々と御子とし
侍りけり其後元服ありて大方殿〔御母は養珠院殿と申せし御方也〕と申す
きこえ給ひけれは源三位入道の人々の驚かし駿河の国へ
御うつし給ひ御あつかひありけれはこれからふかく御思ひの御源家
の中にも頼宣ありしは其の中の御家にて世にならひなき御方
にも御うへ人の文武の道にすくれ給ひしかは人々おもひなしけれ
くらひもまさり給へは紀伊国とその外まての徳川殿ときこえ給ふ
御よろこひ給へ御したひ給ふにて世の人々おほくなりけるとき
いよいよ此ふかくなりけれはやかて御かへり給ひしとき関東へ御かへりて
ひし時下総国の南の地を領し〔元和五年〕関ケ原の戦には遠江の掛川の
城とちかく慶長六年の二月に城を給ひ〔五万石〕けふよりは下総国
のうち同き十二年〔正月〕十九日御とゝまりて伏見の城とちかく〔伝城〕
御山城遠江の国へうつりて彼国の地をたまひ給ひ〔四万石つき給ひて五万石なかりし遠江ならは〕
掛川の城とは多胃に御川をまかりし御ちかく〔剣業記に長胃の
名とのせたり城主は掛と称せられ初年河内の守定行とのみきこえしとも剣業記と称せ
られ子も十年より駿河遠江とは遠江守お殿と申し年々ときかりしに宝勝
都居伏見と申しけるは掛橋子孫江戸にて定元掛川と申しらましにいや定元卒
して江戸にて御殿へよりにもあらしと申し河内守定行とは御かへし定元か
年やしとし〕と申されは十九年の冬にて大坂の御陣にしは伏見の城を
御あつかひ元和元年の夏やまいに御陣にしに二條の城とまもり
子息河内守定行伏見の城とちかく同き三年に御国にうつりつきて伊
勢国桑名の城をたまはり〔十万石をたまはり廿万石とも〕又旧領の大将に歴の名川にて
寛永元年十月にうつりし六年に卒し子息河内守定行

家をつく年九歳のときより大御所に近仕し大坂の冬紀
ー時も命て城ともめぐらし名を紀十八歳にして大川
伏見の城をあつかり明ちの鍬にこのこる名一明る日
将軍家の御まへにて一番に首をとりて参る御所の感し
給ひ元和六年伊勢国長島の城を給ひ伯父の跡を辛
ーー法とつきて桑名城をたまはり十万石十年従四位下
小叙し隠岐守に任ぜ寛永十七年伊予の国十月十七日
伊予国松山城に移す石十五万石明暦四年十二月廿八日致仕し
松山を退し寛文八年十月十九日八十二歳にて卒隠岐守
定頼定行の男初従四位下河内守家をつきてのち隠岐守に
任ず寛文二年正月廿二日五十一歳にて卒法名

定直備中川にて定長二男なり定長家を継ぎ従
四位下隠岐守に任ず同年十二歳にして延宝二年十二月廿二日
卒し嗣子なければ一族の中定時が嫡男定陳を継ぎて
その家をつがしむ延宝従四位下隠岐守に任ず延宝六
年十一月従四位下に叙し隠岐守に任ず
越中守源定綱は隠岐守定勝の三男也慶長元年に生れ
十のいとけなき時より大御所に仕へ年十三の時同じき
四年十二月大御所伏見の城に在て大御所大御所
のつ旗本にて其身はうちにありて川にすみけれは
大方殿十五石大御所にて御取立にて領地年に加へられ
ふかく御恩をかうふりて御旗本に仕へ川殿にて

かくて荻川の大川をわたりこしと織ありけんやかまとり出入の後ハ
将軍家よりハ権現さまの御代に給ふ処のさとにて
大方殿の御もとにおはしける同き七年十二月三郎殿十二歳に
して伏見の城にて初て関東にまかり本多佐渡守正信と相そひ
大御所にまみえ奉る十一になり給ひしとしにけれハ始て御前にめし
正信ととも将軍家にめしつかはるへきむねをおほせられ九年始て
下総国山川の地下し給ふ 五千石 十年に叙爵し越中守に任し
十九年十一月西の丸の地にうつし給ひ 一万石 大坂前後の役に御書院番頭
としてまゐりてのちさきとも二度に御前にて
常陸にも首ありて給ふ 此時一万石 元和五年遠江掛
川城を給ひ 三万石又三万五千石 寛永二年正月十一日山城国淀城を築れ

て定綱を給ふ 三万石又ハ三万五千石とも 同き十年に美濃国大垣城に
移され 六万石 明る十二年十二月伊勢国桑名の城にうつりて是に
年久しくありける慶安四年十二月卒ス
世に伝ふるところハ台徳院殿大相国日
光へ御参詣の時宇都宮の城主の家臣[illegible]
の城と彼の亭主[illegible]本多上野介[illegible]けり其人逆謀ありけれハ
[illegible]川くまてひそかに城とおほ[illegible]くせられて[illegible]
[illegible]の時越中守定綱を召て[illegible]人
[illegible]定綱[illegible]将軍家の
[illegible]とこれより[illegible]年[illegible]本多[illegible]
[illegible]ハ元和八年[illegible]八年の[illegible]ハ廿年ハ
元和八年のことなり大御所七年の御参詣にてく
日光山へ参りたまひし時の事なりしや
其子摂津守定良ふと
いきさ明暦三年六月廿八日廿七歳にて卒し嗣なかりしかハ
河内守定政の 隠岐守定行ハ 三男をもてあとをつかせ叙爵して越中守
定重とす
遠江守源定房ハ隠岐守定勝の五男なりしか寛永二年

伊豫守忠昌と称し（此時兄隠岐守定行桑名城を領す十五万石なり　定房も同しく城をゆるし）けり

同き十二年十二月廿二日伊豫国今治の城に移り（高三万石一説にハ高四万石と云非なり）

寛文五年十二月廿七日従四位下に叙し関東の代として門にて

西城を加へ給ふ（此人に万城にての年とうけ取りて此時のちまた此度の加恩にて四万石と成ちし也）同き九年伊豫守より

延宝二年六月廿六日隠居して安心軒と号し（今治と備ふ）

殊のかたり思召はなり病くして同き四年六月廿八日七十三歳

にして卒し給ふ嫡子定頼先たって早世し二男玄蕃頭定時く

家を継ぎ此年定時従五位下に任し同年十八の病にし

とゝまり帳して後に此のかたとて跡を継ぎして卒し年四十三

とて此人に定時の嫡子定陳此時満千郎と申隠岐守定直より

家を継し二男定時の九又人定時の家をつきし時八年

駿河守に任し三男千勝丸不成とてけり（後に隠岐守定道と申す　家の同子の石とてけり）

能登守源定政ハ隠岐守定勝の六男也大猷院殿の御時（大猷院殿の御年出仕を致しなりし也）

近くつかへまつり御庇後組の組頭となりぬ慶安二年二月八日三河国

刈屋の城を給ふ（寛永十二年より伊勢の長島七千石を領せしか此時一万三千石を加へられて二万石を領せしと寛永の日記に見ゆ一説に長島一万石を領すといふ非なるへしや）

慶安四年四月廿日大猷院殿薨し給ひしかは

しのち七月九日忽ちに世をのかれて都をたちて諸国に修行し

かはりて舎兄隠岐守定行に預けらる（七月九日定政かのる所に小堀山城守中根大隅守三人遣さる）

牧野織部正石谷十蔵林道春六人を遣して答書を聞くのち定政牧野中根

石谷三人にむかひていはれしハ人々にはやくいはれし定政がやすへきと

よくきゝ合ひて後日の諸人に知らしめたくおもひし定政将軍家の御恩を

うけ申して世をのかれし事ありと存して申すべき事ありとて

世に定政ハ年頃の御恩をうけたてまつりし御代に御当代に仕へて御恩をうけたまはらん

事と存し今の御政の人々のたすけをもかんかへ申しかは君いまた御幼稚なり

天下みな人々と遠き所に入る人みな伊豫所領をこの事をとにかくあらはし

出家したるのものへつ封の書をかてこれを申しけるにて候をよめてまいらする

おとろきおはしけるさまにてやむ事なきりうに福ハ掃部頭のりにゆきたる川ていけ
ましとかゝりての書を浅からず思ひ一人とおもふ人さへにゆかすして掃部のへに
うちすてゝ見るにさるへきにあらすとて安政の大獄の時より罪にかゝるにおよひて
若年よりしたしくもとよりしたしき友の後ゝ自縁の事かきしるしくに安政
ゆかしといふてかゝるすともやすへきなハくるしきものなれは身となりける
かゝるところとのこす心にかゝる川掃部につきしものゆへはじめにきこし川て
来るへきにそゆとそかきしるしけ婦しのかゝれていまた安政にかゝりけれハ
きゝなからにかけ文にこそのちにちから上野の山に来りて覚えして
婦子とものうちまさせのこゝろに二人の男ハ父の隠居ちかきりし素ともそれ
との身にけれ浅からぬ人をいはしむ人をこゝろにいりしとはおしれととろき又掃部
のりし人消息したる川にかゝる名と大隠居大老土と云けれは書には孤掃部のこと
そのかたしかりき書のみにて目ゆるかた此の比より名笠難思ひにかゝりてしくり
将軍家にかゝりて川にかゝるとの言葉より父子共に命にかゝわりて大老にしてすこ
隠居の後のかゝるまゝに力持をして羽振さしけれ井伊掃部の力にかゝる事あるにて
御条院様にとり申て東西の所にとゝめかりかたにゆきしすむ将軍に御中
御使の大名にも安政か為通の書とて見え隠居てれ目すゝかりん隠居ち安政の事に
安政の大獄ゆかへのうちにすところそれはるのつゝしとそのふみにはめらまし安政にかゝりし
ゆかりけらすに書とて仰せかゝりき九月日安政の隠居鍋中も安政隠居馬と東
そてすゝ合わせてかゝるかゝり川家のかゝりにところすこし名をかれ御中にかゝりて
そこもかゝる川をさしいかなるへかりしとてさりし事かゝりて川にてすこし
かゝるに我等名の殿とかゝるてかれの川家の城にさせむかひて其足とすゝりすれ
人并にとりけ川て安政りしもの行方すいゝりにいかにめし川て来かくき

しゝとゆかしみちてさくらの花はたえ隠居ち山に行かさりてのなとて掃部して
安政ときゝく面と存してのかたちかゝるこゝにあとゝきぬとの後遂にけり
あかしめされて鍋中ちかく安政ちと掃部頭さして
祭しまりしとしすまれけり　其後安政不治のなと号
しえの所たりし伊縫国松山の隠居にありて居ゝ行年六十
二歳にして寛文十二年十二月廿日に死しけるとそすゑにの
一説に寺ゆかりに死すると安政死しそのゝち延宝元年十二月十九日掃部男
松馬守定紀ゆかりの安治二人家にめしくわへられけんにかゝる面倒中て
安治と縁に又安政の松山にてまうけし男ゆかりしと隠居ち安政下総より
ちゆかりへんことゝなりしかれにもゆかりしゆかりて御家へとかたれ其大
来とやし其名の所二名なと
ゆゝちゆかゝくしりけり

増山

弾正少弼藤原正利は七沢作左衛門清宗か嫡男にして宝樹院殿の御舎弟也 右大臣家の御母堂なり はしめ御家人にめされ はしめ祖母の姓を冒し後に増山と称す
寛永十五年 弟に准せられ 西氏の氏を称へ由来参考の事とす 一万石 与へらる
万治二年三河国西尾の城をたまはる 二万石 寛文二年七月廿八日
卒す 年四十 二子あり 子なかりしかは弟兵部少輔正弥か
国より 寛文三年常陸国下館の城をたまはる 男として嗣し 名を大膳利
順とす 利順 寛文三年常陸国下館の城に移し 伊勢
二万三千石

国立公文書館
National Archives of Japan